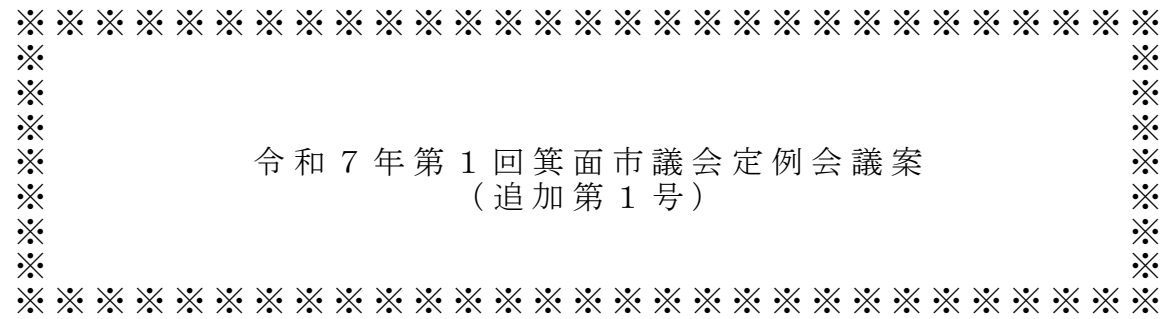




令和 7 年 第 1 回 箕面市議会 定例会 議案
(追加第 1 号)

箕 面 市

令和 7 年第 1 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

第 3 4 号議案	工事請負契約一部変更の件（第二別館改修工事（その 4））……………	3
第 3 5 号議案	箕面市職員旅費条例改正の件……………	4
第 3 6 号議案	箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正の件……………	17
第 3 7 号議案	箕面市建築基準法施行条例等改正の件……………	19
第 3 8 号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件……………	72
第 3 9 号議案	令和 6 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	74
第 4 0 号議案	令和 6 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）……………	152
第 4 1 号議案	令和 6 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号）……………	159
第 4 2 号議案	令和 6 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 4 号）……………	166
第 4 3 号議案	令和 6 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）……………	176
第 4 4 号議案	令和 6 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）……………	185
第 4 5 号議案	令和 6 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	197
第 4 6 号議案	令和 6 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	205

第 3 4 号議案

工事請負契約一部変更の件

令和 6 年 3 月 5 日議決を経た「第 4 3 号議案 工事請負契約締結の件」の一部を次のように改める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 原 田 亮

「3 契約の金額 2 6 9 , 2 8 0 , 0 0 0 円」を「3 契約の金額 3 1 8 , 2 1 4 , 6 0 0 円」に改める。

(提案理由)

第二別館改修工事(その4)の請負契約において、設計変更に伴い契約の金額を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により提案するものである。

第三十五号議案

箕面市職員旅費条例改正の件

箕面市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十七日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市職員旅費条例の一部を改正する条例

箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第二条第一項第二号中「市規則」を「規則」に改め、同項第四号中「在勤公署」の下に「（常時勤務する在勤公署がない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第六号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第七号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしていないが」を「婚姻の届出をしていないが」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の一号を加える。

九 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払

うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項を削る。

第三条第二項中「、その配偶者」を削り、同項第一号中「ため」を「ため」に改め、同条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「その出発前に」を「次条第三項の規定により」に改め、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額で市規則で定める額」を「なる金額又は支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条第六項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に、「市規則」を「規則」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。

- 一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令
- 二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第四条第三項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に改め、「認める」の下に「場合で、前項の規定に該当する」を加え、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項及び第五項

を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下この条において「旅行命令書等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためものとして第八条に規定する旅費の種目及び第九条から第十九条までに規定する旅費の内容及び」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同項ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改め、同条第二項を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費の請求手続）

第七条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資

料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法をいう。）をもって提出することができる。

第八条から第十一条までを次のように改める。

（旅費の種目）

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、災害派遣料、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、次条から第十九条までに定めるところによる。

（鉄道賃）

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（別表一の項に掲げる職員（以下この号において「特別職の職員」という。）及び特別職の職員以外の職員で特別職の職員（箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）第六条第二項の規定及び箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第八号）第十三条の規定により市長に属する事項を準用する者を含む。）に随行して旅行するもの（以下「特別職の職員等」という。）に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級（特別職の職員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定め

るものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（特別職の職員等に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（特別職の職員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

「第二章 内国旅行の旅費」を削る。

第十二条から第二十二條までを次のように改める。

（その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第九条から第十二条までの規

定による交通費の額及び宿泊費基準額を上限とする当該宿泊に要する費用の額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表で定める一夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、前二条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項で定める定額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額

（災害派遣料）

第十六条 災害派遣料は、職員が災害応急対策又は災害復旧のため、市長が別に定める被災地域に出張し、かつ、出張先に滞在する場合に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一日につき三千九百七十円を超えない範囲で市長が定める額とする。

2 災害派遣料は、他の職員との権衡上必要があると市長が認めるときに限り、支給する。

3 前項の規定にかかわらず、災害派遣料は、同項の被災地域の地方公共団体から災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十九条に規定する災害派遣手当を支給される職員には、支給しない。

（転居費）

第十七条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。

（着後滞在費）

第十八条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。

（家族移転費）

第十九条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。

（退職者等の旅費）

第二十条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第二十一条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第二十二条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十三条、第十四条及び第十七条から第十九条まで並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

「第三章 外国旅行の旅費」及び「第四章 雑則」を削る。

第二十四条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改める。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条中「種類」を「種目」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（旅費の返納）

第二十五条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。
別表を次のように改める。

別表（第十三条―第十五条関係）

区分		宿泊手当 （一夜につき）	宿泊費基準額 （一夜につき）
一	市長 副市長 教育長 上下水道企業管理者 ポートレィス事業管理者	二、四〇〇円	二七、〇〇〇円
二	一に掲げる職員以外の職員	二、四〇〇円	一九、〇〇〇円

備考 二の項に掲げる職員が、一の項に掲げる職員（箕面市報酬及び費用弁償条例第六条第二項の規定及び箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例第十三条の規定により市長に属する事項を準用する職員を含む。）に随行して旅行する場合には、一の項の宿泊手当及び宿泊費基準額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の箕面市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項の規定により旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の箕面市職員旅費条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項の規定により旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項の規定により旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前

の例による。

5 新条例第二十五条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

6 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「日当」を「宿泊手当」に改める。

（箕面市実費弁償条例の一部改正）

7 箕面市実費弁償条例（昭和三十五年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「日当及び宿泊料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（提案理由）

経済社会情勢の変化に伴い、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）が改正されたことに準拠し、職員の旅費の種目及び内容を見直すとともに関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十六号議案

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正の件

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十七日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項」を「及び前二項」に改める。

第十五条第一項中「定める者」の下に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）
第十六条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日とする改正後の第八条の二第二項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十七号議案

箕面市建築基準法施行条例等改正の件

箕面市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十七日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(箕面市建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 箕面市建築基準法施行条例(平成十二年箕面市条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「第八十七条第一項」の下に「並びに第十八条第一項及び第二項」を加え、同条第三項中「第十八条第二項」の下に「(法第八十七条第一項並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「第十八条第四項」の下に「(法第八十七条第一項並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六条の表一の項中「三七、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「四九、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に改め、同表三の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「六七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「九六、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に改め、同表五の項中「一二九、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に改め、同表六の項中「三〇五、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に改め、同表七の項中「五一九、〇〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に改め、同表八の項中「八〇六、〇〇〇円」を「八一四、〇〇〇

円」に改め、同表備考第二号中「（平成十九年六月二十日以後に確認済証の交付を受けた部分を除く。）」を削り、「面積。」を「面積」に改め、同号ただし書、イ及びロを削り、同表備考第三号中「（平成十九年六月二十日以後に確認済証の交付を受けた部分を除く。）」を削り、同表備考第四号中「確認済証の交付」を「法第六条第一項の確認済証の交付又は法第十八条第三項の規定による確認済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）」に改める。

第六条の八の表五十六の項中「三七、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「六七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「一二九、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に、「五一九、〇〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に、「八〇六、〇〇〇円」を「八一四、〇〇〇円」に改め、同表五十七の項中

三七、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
三七、〇〇〇円	三八、〇〇〇円

を

に、「四九、〇〇〇

円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「六七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「一二九、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に、「五一九、〇〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に、「八〇六、〇〇〇円」を「八一四、〇〇〇円」に改め、同表五十八の項中「三七、〇〇〇円」を「三八、

〇〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「六七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「一二九、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に、「五一九、〇〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に、「八〇六、〇〇〇円」を「八一四、〇〇〇円」に改め、同表五十九の項

中

三七、 〇〇〇 円	三七、 〇〇〇 円
-----------------	-----------------

を

三八、 〇〇〇 円	二三、 〇〇〇 円
-----------------	-----------------

に、
「四九、
〇〇

〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「六七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「九六、〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「一二九、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に、「五一九、〇〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に、「八〇六、〇〇〇円」を「八一四、〇〇〇円」に改め、同表六十四の項中「二七、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「四九、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「九三、〇〇〇円」を「一〇四、〇〇〇円」に、「一二〇、〇〇〇円」を「一二五、〇〇〇円」に、「三七七、〇〇〇円」を「四一九、〇〇〇円」に、「五八四、〇〇〇円」を「六五一、〇〇〇円」に改め、同条を第六条の十とする。

第六条の七中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」とい

う。）第十一条第一項に規定する特定建築行為」を「建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為」に、「第十一条第一項に規定する特定建築行為」を「第十二条第二項に規定する要通知特定建築行為」に、「第六条の二及び第六条の五」を「第六条の四」に改め、同条の表を次のように改める。

項		建築物	区分	金額												
工場等の用途 のみに供する 非住宅建築物																
一	二											三				
住宅		その他の用途 に供する非住 宅建築物										一戸建ての住 宅				
三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上千平方 メートル未満のもの	千平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平 方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平 方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五 千平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五 万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上のもの	二百平方メートル未満のもの	二百平方メートル以上のもの	二百平方メートル以上のもの	二百平方メートル以上のもの	八、二〇〇円				
八、九〇〇円	二〇、一〇〇円	二九、〇〇〇円	七三、六〇〇円	一一〇、七〇〇円	一三八、二〇〇円	一七一、七〇〇円	二三八、六〇〇円	四三、一〇〇円	八五、五〇〇円	一一三、〇〇〇円	一八三、六〇〇円	二三九、三〇〇円	二八七、六〇〇円	三三八、一〇〇円	四三七、七〇〇円	七、四〇〇円

五 複合建築物	四 共同住宅等						
	三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上のもの
	一四、一〇〇円	二五、三〇〇円	四五、三〇〇円	六九、一〇〇円	一二七、一〇〇円	二一四、八〇〇円	三七七、五〇〇円

備考

一 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。

二 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

三 「用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。

四 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用のみに供する建築物をいう。

五 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第一号に規定する共用部分を含む。）をいう。

六 「複合建築物」とは、住宅以外の用に供する部分及び住宅の用に供する部分から成る建築物をいう。

第六条の七を第六条の九とする。

第六条の六第一号の表一の項中「一九、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同条第二号の表中「二三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同条を第六条の八とする。

第六条の五の表一の項中「一九、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同条を第六条の七とする。

第六条の四第一号の表一の項中「二三、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「一四、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同表三の項中「一二、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同条第二号の表一の項中「一九、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の三の表一の項中「二三、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「一四、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同表三の項中「一二、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の二第一号中「特定工程を含まない場合に限る。」又は「を「特定工程（法第七条の三第一項に規定する特定工程をいう。以下同じ。）を含まない場合に限る。」又は「に改め、同号の表一の項中「二四、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「二八、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改め、同表三の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三五、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「五九、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、同表五の項中「八二、〇〇〇円」を「八四、〇〇〇円」に改め、同表六の項中「二二六、〇〇

〇円」を「二二九、〇〇〇円」に改め、同表七の項中「三三二、〇〇〇円」を「三三六、〇〇〇円」に改め、同表八の項中「五五八、〇〇〇円」を「五六六、〇〇〇円」に改め、同表備考中「前条」を「第六条」に改め、同条第二号の表三の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に改め、同表四の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「五六、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改め、同表五の項中「七七、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に改め、同表六の項中「二一五、〇〇〇円」を「二一八、〇〇〇円」に改め、同表七の項中「三一〇、〇〇〇円」を「三一五、〇〇〇円」に改め、同表八の項中「五一六、〇〇〇円」を「五二三、〇〇〇円」に改め、同表備考中「前条」を「第六条」に改め、同条第三号の表三の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に改め、同表四の項中「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「四九、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に改め、同表五の項中「六七、〇〇〇円」を「六八、〇〇〇円」に改め、同表六の項中「一八一、〇〇〇円」を「一八四、〇〇〇円」に改め、同表七の項中「二七五、〇〇〇円」を「二七九、〇〇〇円」に改め、同表八の項中「四六四、〇〇〇円」を「四七〇、〇〇〇円」に改め、同条を第六条の四とし、第六条の次に次の二条を加える。

第六条の二 法第六条の三第一項ただし書に規定する建築主事等による同項第一号若しくは第二号に規定する建築主事等による確認審査又は法第十八条第五項ただし書に規定する建築主事等による同項第一号若しくは第二号に規定する審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を要する確認の申請又は計画通知をしようとする者は、前条の手数料のほか、構造計算適合性審査が行われる一の建築物ごと（法第二十条第二項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表の中欄

に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額の手
 数料を納付しなければならない。

項	床面積	金額
一	二百平方メートル以下のもの	一一七、一〇〇円
二	二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの	一四〇、〇〇〇円
三	五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一六二、八〇〇円
四	千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一八五、七〇〇円
五	二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	二二一、九〇〇円
六	一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの	二九四、七〇〇円
七	五万平方メートルを超えるもの	五四一、三〇〇円

備考 「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積をいう。ただし、構造計算適合性審査が行われて確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に二を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積）に〇・五を乗じて得た面積とする。

第六条の三 確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第十一条第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であつて、建築物のエネルギー

消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第
五号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第二条第一項
第二号又は第三号に該当するものを除く。）又は計画通知（当該計画通
知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第十二条第二項ただし書
に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であつて、建築物省エネ
ルギー法施行規則第二条第一項第二号又は第三号に該当するものを除
く。）（建築物省エネルギー法第十一条第六項に規定する適合判定通知
書、建築物省エネルギー法施行規則第二十四条第一項の規定による通知
に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成
二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第一項の規定による通知
に係る書面又はそれらの写しの提出がない場合に限る。）をしようとする
者は、前二条の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床
面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を
納付しなければならない。

項		区分		金額
建築物	床面積の合計			
一 一戸建ての住宅	二百平方メートル未満のもの	二〇、六〇〇円		
	二百平方メートル以上のもの	二二、一〇〇円		
二 共同住宅等	三百平方メートル未満のもの	三八、四〇〇円		
	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六六、二〇〇円		
	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一一九、六〇〇円		
	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一八〇、七〇〇円		
	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三三一、五〇〇円		

二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五六〇、四〇〇円	
五万平方メートル以上のもの	九八二、六〇〇円	

備考

一 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。

二 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

（箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の一部改正）

第二条 箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例（平成二十一年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第六条の三」を「第六条の五」に改める。

（箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部改正）

第三条 箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例（平成二十四年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「者」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「施行規則」という。）第四十六条の二に規定する書面の交付（以下「書面の交付」という。）（法第五十五条第一項に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）が評価方法の変更を含むもの又は床面積の増加を含むものに限る。）を受けようとする者」を加え、同項の表を次のように改める。

[illegible]

二										三									
住宅の一戸建										住宅の共同住									
登録建築物エネルギー消費性能判定基準に適合する又は軽微な変更に該当するもの										登録建築物エネルギー消費性能判定基準に適合する又は認められたもの									
その他の誘導基準によるもの										その他の誘導基準によるもの									
五万平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	五万平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上
五、九〇〇円	一、〇一一、三〇〇円	八八六、七〇〇円	七五〇、六〇〇円	六〇九、九〇〇円	四二八、二〇〇円	三三二、三〇〇円	二六五、八〇〇円	二二、九〇〇円	二四、五〇〇円	三二、二〇〇円	三五、三〇〇円	四二、三〇〇円	四六、九〇〇円	一一、三〇〇円	二三、七〇〇円	五二、三〇〇円	九三、三〇〇円	の五万平方メートル未満	の五万平方メートル未満

[illegible]

四 複 合 建 築 物							
	三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	二 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	五 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の
	一三五、八〇〇円	二二九、四〇〇円	三二七、六〇〇円	六四二、四〇〇円	一、一三四、二〇〇円	二、〇八二、三〇〇円	住宅の建築費用に宅地の取得費を加算した額

備考

一 「床面積の合計」とは、認定等又は書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請（床面積の増加を含むものに限り。）をする場合にあつては、当該床面積の増加に係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に

○・五を乗じて得た面積を加えた面積とする。

二 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用のみに供する建築物をいう。

三 「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」とは、次のイからハまでに定める者をいう。

イ 非住宅建築物に係る認定等又は書面の交付の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等又は書面の交付の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）

ハ 複合建築物に係る認定等又は書面の交付の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

四 「技術的基準」とは、法第五十四条第一項各号に掲げる基準をいう。

五 「モデル建物法」とは、法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。

六 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下

「基準省令」という。）第十条第二号イ（２）及びロ（２）の基準に住宅の用に供する部分（共用部分（基準省令第四条第三項第一号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）を除く。）が適合することを確認することという。

七 「誘導基準併用法」とは、基準省令第十条第二号イ（１）及びロ（２）の基準又は同号イ（２）及びロ（１）の基準に住宅の用に供する部分が適合することを確認することという。

八 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。）をいう。

九 「複合建築物」とは、住宅以外の用に供する部分及び住宅の用に供する部分から成る建築物をいう。

十 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

第二条第三項中「第六条の三」を「第六条の五」に改め、同条第四項中「者」の下に「又は書面の交付（軽微な変更が評価方法の変更を含むもの及び床面積の増加を含むものを除く。）を受けようとする者」を加え、「当該変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計に○・五を乗じて得た面積ごとに第一項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

一																項	
建築物																建築物	
と更又準等性ネ登 認にはにが能ル録 め該輕適技判ギ建 た当微合術定ー築 もすなす的機消物 のる変る基関費エ																評価方法	
のそ もの の他 のに建モ もよ物デ のる法ル																区分	
の五 もの万 平方 メー トル 以上																金額	
未 満 の もの 五 万 平 方 メ ー トル 以上																	
二 万 平 方 メ ー トル 以上																二五三、五〇〇円	
一 万 平 方 メ ー トル 以上																二一六、三〇〇円	
五 千 平 方 メ ー トル 以上																一八〇、四〇〇円	
二 千 平 方 メ ー トル 以上																一三八、六〇〇円	
五 百 平 方 メ ー トル 以上																八六、四〇〇円	
三 百 平 方 メ ー トル 以上																六六、一〇〇円	
の 三 百 平 方 メ ー トル 未満																五二、四〇〇円	
五 万 平 方 メ ー トル 以上																一六三、四〇〇円	
未 満 の もの 五 万 平 方 メ ー トル																一一七、〇〇〇円	
二 万 平 方 メ ー トル 以上																九三、八〇〇円	
一 万 平 方 メ ー トル 以上																七四、四〇〇円	
五 千 平 方 メ ー トル 以上																四七、四〇〇円	
二 千 平 方 メ ー トル 以上																一六、四〇〇円	
三 百 平 方 メ ー トル 以上																一〇、四〇〇円	
の 三 百 平 方 メ ー トル 未満																六、四〇〇円	
																金額	

[illegible]

四 複 合 建 築 物							
	三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上	一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満	五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満
	六八、六〇〇円	一一五、四〇〇円	一六四、五〇〇円	三二一、八〇〇円	五六七、八〇〇円	一、〇四一、九〇〇円	住宅建築部分の費用に供する住宅の建築費及び評価額を算した額

備考

- 一 「床面積の合計」とは、法第五十五条第一項の規定による変更の認定又は書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 二 第一項の表の備考第二号から第十号までの規定は、この表について適用する。

第二条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

（箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例の一部改正）

第四条 箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例（平成二十八年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十二条第二項若しくは第十三条第三項」を「第十一条第二項若しくは第十二条第三項」に改め、
「又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「施行規則」という。）第十一条に規定する書面の交付（法第十二条第二項又は第十三条第三項に規定する軽微な変更（以下この条において「軽微な変更」という。）が評価方法の変更を含むもの又は床面積の増加を含むものに限る。）を受けようとする者」を削り、同号の表を次のように改める。

一																項
建築物																建築物
工場の等み																工場の等み
用途の																用途の
非住宅建築																非住宅建築
建築物																建築物
モデ																モデ
るもの																るもの
に																に
建																建
その他の																その他の
区分																区分
床面積の合計																床面積の合計
金額																金額
五万平方メートル以上	五万平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	二万五千平方メートル以上	一万平方メートル以上	一万平方メートル以上	五千平方メートル以上	五千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	一千平方メートル以上	一千平方メートル以上	五百平方メートル以上	五百平方メートル以上	二百五十平方メートル以上	二百五十平方メートル以上	金額
三六八、六〇〇円	二六六、五〇〇円	二一五、五〇〇円	一七四、五〇〇円	一一八、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	三六、一〇〇円	二六、八〇〇円	三五五、五〇〇円	二五五、七〇〇円	二〇六、二〇〇円	一六六、〇〇〇円	一一〇、三〇〇円	四三、八〇〇円	三一、〇〇〇円	二二、一〇〇円	

二																	三
その用途に他供の																	の一戸建て
モデルの建物																	の仕様の基準
三百平方メートル未満	三百平方メートル以上	千平方メートル未満	千平方メートル以上	二千平方メートル未満	二千平方メートル以上	五千平方メートル未満	五千平方メートル以上	一万平方メートル未満	一万平方メートル以上	二万平方メートル未満	二万平方メートル以上	五万平方メートル未満	五万平方メートル以上	二百万平方メートル未満	二百万平方メートル以上	二百万平方メートル以上	の二百平方メートル以上
一〇一、〇〇〇円	一二八、五〇〇円	一六九、一〇〇円	二七三、五〇〇円	三五七、〇〇〇円	四二八、九〇〇円	五〇三、二〇〇円	六五一、六〇〇円	二六三、四〇〇円	三二九、九〇〇円	四二五、八〇〇円	六〇七、六〇〇円	七四八、三〇〇円	八八四、四〇〇円	一、〇〇八、九〇〇円	一、二五七、九〇〇円	二〇、六〇〇円	二二、一〇〇円

四																
等 共同住宅																
併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの
その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの	その 他の もの
二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満
二 九、 九〇〇 円	三 三、 〇〇〇 円	三 九、 九〇〇 円	四 四、 六〇〇 円	三 八、 四〇〇 円	六 六、 二〇〇 円	一 一、 九〇〇 円	一 八〇、 七〇〇 円	三 三、 一五〇 〇円	五 六〇、 四〇〇 円	九 八二、 六〇〇 円	五 九、 三〇〇 円	九 九、 五〇〇 円	一 七三、 〇〇〇 円	二 五二、 六〇〇 円	四 八五、 四〇〇 円	八 四、 五〇〇 円
一、 五三〇、 九〇〇 円	八〇、 二〇〇 円	八 〇、 二〇〇 円	一、 五三〇、 九〇〇 円	八 〇、 二〇〇 円	一、 五三〇、 九〇〇 円	八 〇、 二〇〇 円	一、 五三〇、 九〇〇 円	八 〇、 二〇〇 円	一、 五三〇、 九〇〇 円	八 〇、 二〇〇 円	一、 五三〇、 九〇〇 円	八 〇、 二〇〇 円	一、 五三〇、 九〇〇 円	八 〇、 二〇〇 円	一、 五三〇、 九〇〇 円	八 〇、 二〇〇 円

五 複 合 建 築 物						
	三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上	二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上	五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上	一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上	二 万 平 方 メ ー ト ル 以 上	五 万 平 方 メ ー ト ル 以 上
	一 三 三 、 五 〇 〇 円	二 二 七 、 一 〇 〇 円	三 二 五 、 三 〇 〇 円	六 四 〇 、 一 〇 〇 円	一 、 一 三 一 、 九 〇 〇 円	二 、 〇 八 〇 、 〇 〇 円
住宅建築の一の建つ住宅の建築費は、その坪単価を、坪単価表の欄に掲げる坪単価に、坪単価表の欄に掲げる坪単価の増減分を加算し、坪単価表の欄に掲げる坪単価の増減分を加算した金額とする。						

備考

- 一 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（床面積の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該床面積の増加に係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加に係る部分以外

とする。

二 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

三 「用途」とは、建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部の用途をいう。

四 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用のみに供する建築物をいう。

五 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。

以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号ロの基準に適合することを確認することをいう。

六 「仕様基準」とは、基準省令第一条第一項第二号イ（2）及びロ（2）の基準に住宅の用に供する部分（共用部分（基準省令第四条第三項第一号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）を除く。）が適合することを確認することをいう。

七 「併用法」とは、基準省令第一条第一項第二号イ（1）及びロ（2）の基準又は同号イ（2）及びロ（1）の基準に住宅の用に供する部分が適合することを確認することをいう。

八 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。）をいう。

九 「複合建築物」とは、住宅以外の用に供する部分及び住宅の用に供する部分から成る建築物をいう。

十 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令

第三百三十八号) 第二条第一項第三号に定めるところによる。

第三条第二号中「第三十七条」を「第三十二条」に、「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、「同号」を削り、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号の表を次のように改める。

項		判定等	区分	金額
一				
判定		判定等	床面積の合計	金額
二				
変更の判定		判定等	床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの		三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル未満のもの	一一、三〇〇円
三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一九、四〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三一、四〇〇円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九三、三〇〇円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一四七、四〇〇円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一八六、一〇〇円
二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二三二、五〇〇円
五万平方メートル以上のもの		五万平方メートル以上のもの	五万平方メートル以上のもの	三二五、三〇〇円
三百平方メートル未満のもの		三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル未満のもの	六、四〇〇円
三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一〇、四〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一六、四〇〇円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四七、四〇〇円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七四、四〇〇円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	九三、八〇〇円
二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一一七、〇〇〇円
五万平方メートル以上のもの		五万平方メートル以上のもの	五万平方メートル以上のもの	一六三、四〇〇円

備考 前号の表の備考一及び備考十の規定は、この表について適用する。

第三条第三号中「施行規則第十一条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「施行規則」という。）第十三条」に改め、「（軽微な変更が評価方法の変更を含むもの及び床面積の増加を含むものを除く。）」を削り、「当該変更の判定又は当該書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計に○・五を乗じて得た面積ごとに第一号の」を「次の」に改め、同号に次の表を加える。

建築物																	項														
工場の等価の用途のみのみに供する住宅建築物																	建築物														
モデルによるもの																	評価方法														
その他のもの																	区分														
床面積の合計																	金額														
三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 一、 八 〇 〇 円	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 六、 二 〇 〇 円	二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 二、 六 〇 〇 円	二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満	五 五、 九 〇 〇 円	五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満	八 三、 七 〇 〇 円	一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 〇三、 八 〇 〇 円	二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル	一 二八、 六 〇 〇 円	五 万 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 七八、 四 〇 〇 円	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 四、 一 〇 〇 円	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 八、 七 〇 〇 円	二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 五、 七 〇 〇 円	二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満	五 九、 七 〇 〇 円	五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満	八 八、 〇 〇 〇 円	一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 〇八、 五 〇 〇 円	二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル	一 三四、 〇 〇 〇 円	五 万 平 方 メ ー ト ル 未 満	一 八五、 〇 〇 〇 円

二																	三
その用途に他供の宅す建築物																	の一戸建て
モデにルよ建る物も																	の仕様基準
の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の三百平方メートル未満	の二百平方メートル以上
五、二〇〇円	六四、九〇〇円	八五、三〇〇円	一三七、五〇〇円	一七九、二〇〇円	二一五、二〇〇円	二五二、三〇〇円	三二六、五〇〇円	一三二、四〇〇円	一六五、七〇〇円	二一三、六〇〇円	三〇四、五〇〇円	三七四、九〇〇円	四四二、九〇〇円	五〇五、二〇〇円	六二九、七〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、八〇〇円

四																
等 共同住宅																
併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの	併用 法に よる もの
その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの	その他 のもの
の三百平方メートル未満	の五万平方メートル以上	未 満 の もの	二万五千平方メートル以上	一万五千平方メートル以上	一万平方メートル以上	五千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上	二千平方メートル以上
四〇、八〇〇円	七六六、二〇〇円	四二三、六〇〇円	二四三、三〇〇円	一二七、〇〇〇円	八七、二〇〇円	五〇、五〇〇円	三〇、四〇〇円	四九二、〇〇〇円	二八〇、九〇〇円	一六六、四〇〇円	九一、一〇〇円	六〇、五〇〇円	三三、八〇〇円	一九、九〇〇円	二三、〇〇〇円	二〇、七〇〇円

- 一 「床面積の合計」とは、変更の判定又は書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 二 第一号の表の備考二から備考十までの規定は、この表について適用する。

- 一 「床面積の合計」とは、変更の判定又は書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 二 第一号の表の備考二から備考十までの規定は、この表について適用する。

第四条第一号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、
「又は法第三十六条第一項」を「若しくは法第三十一条第一項」に改め、
「の認定の申請」の下に「（以下この条において「変更の認定の申請」という。）」を加え、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「する者」の下に「又は施行規則第二十八条に規定する書面の交付（以下この条において「書面の交付」という。）（法第三十一条第一項に規定する軽微な変更（以下この条において「軽微な変更」という。）が評価方法の変更を含むもの又は床面積の増加を含むものに限り。）を受けようとする者」を加え、同号の表を次のように改める。

建築物															項			
建築物															建築物			
のそ もの の他															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法															のる と更 認め たも すな す上 関費	登 録 建 築 物 費 エ	評価 方法	区分
のに建 もよ物 のる法																		

[illegible]

[illegible]

四 複合建築物							
	のその他の						
	満の 三百 平方 メー トル 未	上 三 百 平 方 メー トル 以	未 満 の 二 百 平 方 メー トル 以	上 二 千 平 方 メー トル 以	未 満 の 一 千 平 方 メー トル 以	上 一 千 平 方 メー トル 以	未 満 の 五 百 平 方 メー トル 以
	八〇、二〇〇円	一三三、五〇〇円	二二七、一〇〇円	三二五、三〇〇円	六四〇、一〇〇円	一、一三一、九〇〇円	二、〇八〇、〇〇〇円
住宅の増減に 係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加	住宅の増減に 係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加	住宅の増減に 係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加	住宅の増減に 係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加	住宅の増減に 係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加	住宅の増減に 係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加	住宅の増減に 係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加	住宅の増減に 係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加

備考

一 「床面積の合計」とは、認定等又は書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の認定の申請（床面積の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該床面積の増加に係る部分の床面積の合計に、当該床面積の増加

に係る部分以外の部分の床面積の合計に〇・五を乗じて得た面積を加えた面積とする。

二 「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」とは、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める者をいう。

イ 非住宅建築物に係る認定等又は書面の交付の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

ロ 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等又は書面の交付の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）

ハ 複合建築物に係る認定等又は書面の交付の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

三 「性能向上基準」とは、法第三十条第一項各号に掲げる基準をいう。

四 「モデル建物法」とは、基準省令第十条第一号イ（２）及びロ（２）の基準に適合することを確認することをいう。

五 「誘導仕様基準」とは、基準省令第十条第二号イ（２）及びロ（２）の基準に住宅の用に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

六 「誘導基準併用法」とは、基準省令第十条第二号イ（１）及びロ（２）の基準又は同号イ（２）及びロ（１）の基準に住宅の用に供する部分が適合することを確認することをいう。

七 前条第一号の表の備考四及び備考八から備考十までの規定は、

この表について適用する。

第四条第二号イ中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、「法第三十六条第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第三十六条第一項の規定による」を削り、同条第三号中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第四号中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「同号」を「第二号及び前号」に、「第六条の三」を「第六条の五」に改め、同条第五号中「法第三十六条第一項の規定による」を削り、「者」の下に「又は書面の交付（軽微な変更が評価方法の変更を含むもの及び床面積の増加を含むものを除く。）を受けようとする者」を加え、「当該変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計に〇・五を乗じて得た面積ごとに第一号の」を「次の」に改め、同号に次の表を加える。

一															項	
建非 築住 物宅															建 築 物	
のそ もの の他															評価 方法	
のに建モ もよ物デ のる法ル																
のる変る基等性ネ登 と更又準が能ル録 認にはに性判ギ建 め該軽適能定ー築 た当微合向機消物 もすなす上関費エ															区分	
床面積の合計																
上五 の万 もの 平方 メー ートル 以	トル 二 ル以 上五 万平 方メ ートル 以	トル 一 ル二 万平 方メ ートル 以	未上 満一 の万 平方 メー ートル 以	未上 満五 の千 平方 メー ートル 以	満二 の千 平方 メー ートル 以	満上 の三 百平 方メ ートル 以	満三 の百 平方 メー ートル 未	上五 の万 平方 メー ートル 以	トル 二 ル以 上五 万平 方メ ートル 以	トル 一 ル二 万平 方メ ートル 以	未上 満一 の万 平方 メー ートル 以	未上 満五 の千 平方 メー ートル 以	満二 の千 平方 メー ートル 以	満上 の三 百平 方メ ートル 以	満の 三百 平方 メー ートル 未	金額
三二六、五〇〇円	二五二、三〇〇円	二一五、二〇〇円	一七九、二〇〇円	一三七、五〇〇円	八五、三〇〇円	六四、九〇〇円	五一、二〇〇円	一六三、四〇〇円	一一七、〇〇〇円	九三、八〇〇円	七四、四〇〇円	四七、四〇〇円	一六、四〇〇円	一〇、四〇〇円	六、四〇〇円	

二										三									
住宅の一戸建										住宅等共同住									
登記建築物エネルギー消費性能判定に関するもの										登記建築物エネルギー消費性能判定に関するもの									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									
その他										その他									

備考

一 「床面積の合計」とは、変更の認定の申請又は書面の交付に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。

二 第一号の表の備考二から備考七までの規定は、この表について適用する。

四 複 合 建 築 物	の そ の 他						
	上 の の の	五 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 の の	二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の の	一 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の の	五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の の	二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の の	三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の の
住宅建築の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	一、〇四〇、七〇〇円	五六六、六〇〇円	三二〇、七〇〇円	一六三、四〇〇円	一一四、三〇〇円	六七、五〇〇円	四〇、八〇〇円

第四条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号を同条第六号とする。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の箕面市建築基準法施行条例第六条、第六条の四から第六条の九まで並びに第六条の十の表五十六の項から五十九の項まで及び六十四の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。）第六条第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の確認の申請又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（以下「確認の申請等」という。）、法第七条第一項（法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査の申請若しくは法第十八条第二十八項の規定による通知（以下「完了検査の申請等」という。）及び法第八十六条の八第一項の規定による全体計画の認定の申請、同条第三項（法第八十七条の二

第二項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定の申請、同条第一項の規定による全体計画の認定の申請又は建築基準法施行令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定の申請（以下「全体計画の認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた確認の申請等、完了検査の申請等及び全体計画の認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後の箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例第二条第一項及び第四項の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定による認定の申請又は同法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第四十六条の二に規定する書面の交付（以下この項において「認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第四条の規定による改正後の箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例第三条第一号から第三号まで並びに第四条第一号及び第五号の規定は、この条例の施行の日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第十一条第一項若しくは第十二条第二項の規定による判定又は法第十一条第二項若しくは第十二条第三項の規定による変更の判定（以下「判定等」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第十三条又は第二十八条に規定する書面の交付（以下「書面の交付」という。）及び法第二十九条第一項の規定による認定の申請又は法第三十一条第一項の規定による変

更の認定の申請（以下この項において「認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた判定等、書面の交付及び認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

建築基準法等の改正に伴い、建築物の建築等に関する確認等の対象となる建築物の見直し、建築物エネルギー消費性能基準の適合の義務付け等に係る関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十八号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十七日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同号ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円」に改め、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「一二、五〇〇」を「一二、九〇〇」に、「一三、三五〇」を「一三、七〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一四、五〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一一、六五〇」を「一二、一〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、七〇〇」に、「九、九五〇」を「一〇、五〇〇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額等を改定するため、本条例を改正するものである。

第 39 号議案

令和 6 年度箕面市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,068,873 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 83,766,675 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 25,544,000	千円 405,000	千円 25,949,000
	1 市 民 税	11,790,000	21,000	11,811,000
	2 固 定 資 産 税	10,466,000	402,000	10,868,000
	4 市 た ば こ 税	668,000	△18,000	650,000
2 地 方 譲 与 税		275,000	△726	274,274
	3 森 林 環 境 譲 与 税	19,000	△726	18,274
10 地 方 特 例 交 付 金		642,229	139,550	781,779
	1 地 方 特 例 交 付 金	642,229	139,550	781,779
11 地 方 交 付 税		2,250,000	455,152	2,705,152
	1 地 方 交 付 税	2,250,000	455,152	2,705,152
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,118,444	33,310	1,151,754
	1 負 担 金	1,111,586	33,310	1,144,896
15 国 庫 支 出 金		14,909,990	△1,201,750	13,708,240
	1 国 庫 負 担 金	8,863,140	641,367	9,504,507
	2 国 庫 補 助 金	813,050	△31,402	781,648
	3 国 庫 委 託 金	93,668	△19,000	74,668
	4 国 庫 交 付 金	5,140,132	△1,792,715	3,347,417
16 府 支 出 金		4,859,245	△73,693	4,785,552
	1 府 負 担 金	3,570,873	△39,797	3,531,076
	2 府 補 助 金	528,233	628	528,861
	3 府 委 託 金	95,319	△17,896	77,423
	4 府 交 付 金	664,820	△16,628	648,192
17 財 産 収 入		7,119,641	△3,581,872	3,537,769
	1 財 産 運 用 収 入	231,712	2,077,029	2,308,741
	2 財 産 売 払 収 入	6,887,929	△5,658,901	1,229,028
18 寄 附 金		68,864	163,013	231,877
	1 寄 附 金	68,864	163,013	231,877
19 繰 入 金		7,827,676	3,899,323	11,726,999
	1 基 金 繰 入 金	7,739,136	3,894,314	11,633,450
	2 他 会 計 繰 入 金	88,540	5,009	93,549
21 諸 収 入		7,678,042	△696,701	6,981,341
	3 貸 付 金 元 利 収 入	815,037	△800,000	15,037
	5 雑 入	1,796,708	103,299	1,900,007

款	項	補正前の額	補 正 額	計
22 市 債		千円 7,702,500	千円 △609,479	千円 7,093,021
	1 市 債	7,702,500	△609,479	7,093,021
歳 入 合 計		84,835,548	△1,068,873	83,766,675

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 434,087	千円 △10,563	千円 423,524
	1 議 会 費	434,087	△10,563	423,524
2 総 務 費		7,132,689	73,064	7,205,753
	1 総 務 管 理 費	5,914,937	172,294	6,087,231
	2 徴 税 費	436,036	△23,549	412,487
	3 戸籍住民基本台帳費	487,776	△25,400	462,376
	4 選 挙 費	251,026	△47,558	203,468
	5 統 計 調 査 費	15,625	△2,318	13,307
	6 監 査 委 員 費	27,289	△405	26,884
	3 民 生 費	29,315,230	813,036	30,128,266
	1 社 会 福 祉 費	9,533,118	5,152	9,538,270
	2 児 童 福 祉 費	11,876,047	788,323	12,664,370
	3 生 活 保 護 費	2,649,396	△2,798	2,646,598
	4 国 民 健 康 保 険 費	1,399,697	18,594	1,418,291
	5 介 護 保 険 費	1,804,980	6,220	1,811,200
	6 後期高齢者医療費	2,051,992	△2,455	2,049,537
4 衛 生 費		8,181,640	△563,833	7,617,807
	1 保 健 衛 生 費	2,079,854	△249,639	1,830,215
	2 清 掃 費	2,001,289	△9,177	1,992,112
	3 市民医療総合施設 対 策 費	4,100,205	△307,597	3,792,608
	4 上 水 道 費	292	2,580	2,872
5 労 働 費		67,461	△976	66,485
	1 労 働 諸 費	67,461	△976	66,485
6 農 林 水 産 業 費		166,674	△4,711	161,963
	1 農 業 費	142,462	△4,711	137,751
7 商 工 費		415,120	△7,063	408,057
	1 商 工 費	286,650	△7,063	279,587
8 土 木 費		9,847,849	2,068,689	11,916,538
	1 土 木 管 理 費	1,172,448	4,324,393	5,496,841
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,383,693	△598,435	785,258
	4 都 市 計 画 費	6,619,405	△1,657,269	4,962,136
9 消 防 費		4,715,454	△13,015	4,702,439
	1 消 防 費	4,715,454	△13,015	4,702,439

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		千円 7,508,268	千円 △218,279	千円 7,289,989
	1 教 育 総 務 費	1,876,150	△144,343	1,731,807
	2 小 学 校 費	1,227,001	△14,463	1,212,538
	3 中 学 校 費	970,692	△11,208	959,484
	4 幼 稚 園 費	95,728	△2,421	93,307
	5 社 会 教 育 費	1,022,490	△30,588	991,902
	6 保 健 体 育 費	2,316,207	△15,256	2,300,951
12 公 債 費		3,609,241	△33,295	3,575,946
	1 公 債 費	3,609,241	△33,295	3,575,946
13 諸 支 出 金		13,371,835	△3,171,927	10,199,908
	1 諸 費	351,135	10,836	361,971
	2 基 金 費	13,020,700	△3,182,763	9,837,937
歳 出 合 計		84,835,548	△1,068,873	83,766,675

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立 支援センター 再整備事業 (継続費)	千円 23,586		千円	千円 1,797,026		千円
				令和6年度	14,671		令和6年度	14,671
				令和7年度	8,915		令和7年度	854,344
							令和8年度	796,756
	2 児童福祉費	認定こども園 整備事業 (継続費)	201,564			198,769	令和9年度	131,255
				令和4年度	19,248		令和4年度	19,248
				令和5年度	168,321		令和5年度	168,321
				令和6年度	13,995		令和6年度	11,200

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	箕面船場 阪大前駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	千円 5,698,590		千円	千円 5,698,590		千円
				平成26年度	12,204		平成26年度	12,204
				平成27年度	44,516		平成27年度	44,516
				平成28年度	1,811,627		平成28年度	1,811,627
				平成29年度	610,763		平成29年度	610,763
				平成30年度	383,108		平成30年度	383,108
				令和元年度	78,406		令和元年度	78,406
				令和2年度	23,033		令和2年度	23,033
				令和3年度	976,125		令和3年度	976,125
				令和4年度	400,866		令和4年度	400,866
				令和5年度	1,328,461		令和5年度	1,328,461
				令和6年度	29,481		令和6年度	29,481
							令和7年度	

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	千円 74,292,171		千円	千円 73,238,843		千円
				平成 28 年度	11,360,133		平成 28 年度	11,360,133
				平成 29 年度	3,064,567		平成 29 年度	3,064,567
				平成 30 年度	9,073,546		平成 30 年度	9,073,546
				令和元年度	10,249,109		令和元年度	10,249,109
				令和 2 年度	12,986,839		令和 2 年度	12,986,839
				令和 3 年度	12,797,361		令和 3 年度	12,797,361
				令和 4 年度	7,612,183		令和 4 年度	7,612,183
				令和 5 年度	4,584,873		令和 5 年度	4,584,873
				令和 6 年度	2,563,560		令和 6 年度	1,510,232
9 消防費	1 消防費	消 防 拠 点 整 備 事 業 (継続費)	2,996,672	令和 5 年度	182,146	3,277,131	令和 5 年度	182,146
				令和 6 年度	2,459,526		令和 6 年度	2,459,526
				令和 7 年度	325,000		令和 7 年度	635,459

第 3 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費		千円	市内公共交通整備事業	11,077
				地域防災力集中強化事業	79,994
				水 防 整 備 事 業	15,000
				市 民 文 化 ホ ー ル 管理運営事業（臨時）	8,255
3 民生費	1 社会福祉費			障 害 者 通 所 施 設 （中部地域）整備事業	820,954
				障害者自立支援センター 再 整 備 事 業	77,526
				エネルギー・食料品等物価高騰 緊急支援給付金交付事業 （非課税世帯）	305,211
4 衛生費	1 保健衛生費			出産・子育て応援事業	642
6 農林水 産業費	2 林業費			森林環境整備事業	10,000
7 商工費	1 商工費			大阪・関西万博推進事業	2,022
8 土木費	2 道路 橋りょう費			道路安全対策事業	25,414
				箕面今宮線道路安全対策事業	11,681
				箕面今宮線用地取得事業	482
	4 都市計画費			公園リニューアル事業	136,587
				都市計画道路整備事業	411,488

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
10 教育費	5 社会教育費		千円	生涯学習センター 管理運営事業（臨時）	千円 61,189

第 4 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
コミュニティセンター 管理運営事業			令和6年度から令和16年度	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
障害者自立 支援センター 管理運営事業			令和6年度から令和9年度	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。

第 5 表 地方債補正

起債の目的	補正 区 分	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
総合 保健福祉 センター 改修事業	補正前	千円 354,500	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	359,900	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
生活介護等 基盤整備 事業	補正前	1,054,100	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	1,056,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
聖苑改修 事業	補正前								
	補正後	184,100	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 そ の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
庁舎改修 事業	補正前								
	補正後	1,900	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 そ の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。

起債の目的	補正 区 分	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
橋 り よ う 整 備 事 業	補正前	千円 216,300	普通貸借 又 は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	8,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
道 路 安 全 対 策 事 業	補正前	179,800	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	96,100	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
街 路 整 備 事 業	補正前	529,700	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	274,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
消 防 指 令 シ ス テ ム 整 備 事 業	補正前	416,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	416,400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補正 区分	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
室内温水 プール 整備事業	補正前	千円 561,500	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	564,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
臨時財政 対策債	補正前	350,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	90,621	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、
当該見直し後の利率

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 1 0 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	25,544,000	405,000	25,949,000
2 地 方 譲 与 税	275,000	△726	274,274
3 利 子 割 交 付 金	23,000	0	23,000
4 配 当 割 交 付 金	215,000	0	215,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	293,000	0	293,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,950,000	0	2,950,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	66,000	0	66,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	0	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金	642,229	139,550	781,779
11 地 方 交 付 税	2,250,000	455,152	2,705,152
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0	16,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,118,444	33,310	1,151,754
14 使 用 料 及 び 手 数 料	647,037	0	647,037
15 国 庫 支 出 金	14,909,990	△1,201,750	13,708,240
16 府 支 出 金	4,859,245	△73,693	4,785,552
17 財 産 収 入	7,119,641	△3,581,872	3,537,769
18 寄 附 金	68,864	163,013	231,877
19 繰 入 金	7,827,676	3,899,323	11,726,999
20 繰 越 金	531,180	0	531,180
21 諸 収 入	7,678,042	△696,701	6,981,341
22 市 債	7,702,500	△609,479	7,093,021
歳 入 合 計	84,835,548	△1,068,873	83,766,675

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	434,087	△10,563	423,524
2 総務費	7,132,689	73,064	7,205,753
3 民生費	29,315,230	813,036	30,128,266
4 衛生費	8,181,640	△563,833	7,617,807
5 労働費	67,461	△976	66,485
6 農林水産業費	166,674	△4,711	161,963
7 商工費	415,120	△7,063	408,057
8 土木費	9,847,849	2,068,689	11,916,538
9 消防費	4,715,454	△13,015	4,702,439
10 教育費	7,508,268	△218,279	7,289,989
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,609,241	△33,295	3,575,946
13 諸支出金	13,371,835	△3,171,927	10,199,908
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	84,835,548	△1,068,873	83,766,675

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△10,563
△24,566	0	△101,726	199,356
566,170	0	5,009	241,857
1,090	1,900	△425,549	△141,274
0	0	0	△976
△265	0	0	△4,446
0	0	0	△7,063
△1,719,526	△210,000	△26,511	4,024,726
736	0	102	△13,853
△57,502	0	△29,357	△131,420
0	0	0	0
0	0	0	△33,295
0	0	241,700	△3,413,627
0	0	0	0
△1,233,863	△208,100	△336,332	709,422

2 歳 入
(款) 1 市税
(項) 1 市民税

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
1 市 税			千円 25,544,000	千円 405,000	千円 25,949,000
	1 市	民 税	11,790,000	21,000	11,811,000
		1 個 人	10,697,000	21,000	10,718,000
	2 固 定 資 産 税		10,466,000	402,000	10,868,000
		1 固 定 資 産 税	10,456,000	402,000	10,858,000
	4 市 た ば こ 税		668,000	△18,000	650,000
		1 市 た ば こ 税	668,000	△18,000	650,000
2 地 方 譲 与 税			275,000	△726	274,274
	3 森 林 環 境 譲 与 税		19,000	△726	18,274
		1 森 林 環 境 譲 与 税	19,000	△726	18,274
10 地 方 特 例 交 付 金			642,229	139,550	781,779
	1 地 方 特 例 交 付 金		642,229	139,550	781,779
		1 地 方 特 例 交 付 金	642,229	139,550	781,779
11 地 方 交 付 税			2,250,000	455,152	2,705,152
	1 地 方 交 付 税		2,250,000	455,152	2,705,152
		1 地 方 交 付 税	2,250,000	455,152	2,705,152
13 分 担 金 及 び 負 担 金			1,118,444	33,310	1,151,754
	1 負 担 金		1,111,586	33,310	1,144,896
		3 衛 生 費 負 担 金	144,482	15,211	159,693
		5 消 防 費 負 担 金	387,517	18,099	405,616
15 国 庫 支 出 金			14,909,990	△1,201,750	13,708,240

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 現 年 課 税 分	21,000	1 普通徴収 375,000 補正後 2,479,000,000円－補正前 2,104,000,000円 2 特別徴収 △354,000 補正後 8,199,000,000円－補正前 8,553,000,000円
1 現 年 課 税 分	402,000	3 償却資産 402,000 補正後 1,762,000,000円－補正前 1,360,000,000円
1 現 年 課 税 分	△18,000	1 市たばこ税 △18,000 補正後 650,000,000円－補正前 668,000,000円
1 森 林 環 境 譲 与 税	△726	1 森林環境譲与税 △726 補正後 18,274,000円－補正前 19,000,000円
1 地 方 特 例 交 付 金	139,550	1 減収補てん特例交付金 139,550 補正後 781,779,000円－補正前 642,229,000円
1 地 方 交 付 税	455,152	1 普通交付税 455,152 補正後 2,605,152,000円－補正前 2,150,000,000円
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	15,211	3 他市予防接種費負担金（高齢者） 15,211 補正後 27,653,000円－補正前 12,442,000円
1 消 防 費 負 担 金	18,099	3 豊能町消防事務受託負担金 102 補正後 370,683,000円－補正前 370,581,000円 4 退職手当負担金 17,997 補正後 34,771,000円－補正前 16,774,000円

(款) 15 国庫支出金
(項)

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
15	1	国 庫 負 担 金	千円 8,863,140	千円 641,367	千円 9,504,507
		1 民 生 費 国 庫 負 担 金	8,856,212	641,367	9,497,579
	2	国 庫 補 助 金	813,050	△31,402	781,648
		1 総 務 費 国 庫 補 助 金	270,522	△14,505	256,017
		2 民 生 費 国 庫 補 助 金	243,066	△292	242,774
		3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	73,777	1,206	74,983
		4 教 育 費 国 庫 補 助 金	225,685	△17,811	207,874

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	38,190	7 障害者自立支援給付費等負担金 38,190 補正後 1,795,531,000円－補正前 1,757,341,000円
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	604,070	1 施設型給付費負担金 401,386 補正後 2,432,840,000円－補正前 2,031,454,000円
		6 児童扶養手当費負担金 △6,000 補正後 135,921,000円－補正前 141,921,000円
		7 児童手当費負担金 144,746 補正後 1,988,412,000円－補正前 1,843,666,000円
		10 障害児通所給付費負担金 63,938 補正後 766,955,000円－補正前 703,017,000円
4 国民健康保険費 負 担 金	△1,874	1 国民健康保険基盤安定事業費負担金 △1,809 補正後 148,933,000円－補正前 150,742,000円
		2 未就学児均等割保険料負担金 273 補正後 3,948,000円－補正前 3,675,000円
		3 産前産後保険料負担金 △338 補正後 1,546,000円－補正前 1,884,000円
5 介 護 保 険 費 負 担 金	981	1 低所得者保険料軽減負担金 836 補正後 55,496,000円－補正前 54,660,000円
		2 低所得者保険料軽減負担金（過年度） 145 290×1／2＝145
1 総 務 管 理 費 補 助 金	△14,505	2 個人番号カード交付事務費補助金 △14,505 補正後 81,637,000円－補正前 96,142,000円
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△1,183	4 子ども・子育て支援事業費補助金 △1,183 補正後 14,767,000円－補正前 15,950,000円
4 介 護 保 険 費 補 助 金	891	1 介護保険事業費補助金 891 1,782×1／2＝891
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	1,206	2 母子保健衛生費国庫補助金 449 補正後 9,432,000円－補正前 8,983,000円
		5 感染症予防事業費等補助金 116 174×2／3＝116
		10 出産・子育て応援事業費補助金 641 補正後 62,918,000円－補正前 62,277,000円
1 教 育 総 務 費 補 助 金	△3,496	7 教育支援体制整備事業費補助金 △3,496 補正後 10,571,000円－補正前 14,067,000円
2 小 学 校 費 補 助 金	△8,589	3 公立学校情報機器整備費補助金（小学校） △10,419 補正後 105,345,000円－補正前 115,764,000円
		6 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（小学校） 1,830 5,491×1／3≒1,830
3 中 学 校 費 補 助 金	△5,726	3 公立学校情報機器整備費補助金（中学校） △6,946 補正後 70,230,000円－補正前 77,176,000円
		6 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（中学校） 1,220 3,661×1／3≒1,220

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(款) 15 国庫支出金
(項) 3 国庫委託金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
15	3	国 庫 委 託 金	千円 93,668	千円 △19,000	千円 74,668
		3 教 育 費 国 庫 委 託 金	27,530	△19,000	8,530
	4	国 庫 交 付 金	5,140,132	△1,792,715	3,347,417
		1 総 務 費 国 庫 交 付 金	1,184,375	8,069	1,192,444
		2 民 生 費 国 庫 交 付 金	350,363	△18,376	331,987
		4 土 木 費 国 庫 交 付 金	3,568,502	△1,782,408	1,786,094
16	府 支 出 金		4,859,245	△73,693	4,785,552
	1	府 負 担 金	3,570,873	△39,797	3,531,076
		1 民 生 費 府 負 担 金	3,570,873	△39,797	3,531,076
	2 府 補 助 金		528,233	628	528,861
		2 民 生 費 府 補 助 金	436,708	157	436,865

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 教 育 総 務 費 委 託 金	△19,000	7 学校先端技術導入事業委託金 補正後 0円－補正前 19,000,000円 △19,000
1 総 務 管 理 費 交 付 金	8,069	1 地方創生臨時交付金 補正後 1,082,704,000円－補正前 1,113,594,000円 △1,037 3 社会資本整備総合交付金 補正後 4,131,000円－補正前 5,168,000円 △1,037 5 新しい地方経済・生活環境創生交付金（R 6 国補正 1 号） 39,996
1 社 会 福 祉 費 交 付 金	1,821	5 重層的支援体制整備事業交付金 補正後 120,663,000円－補正前 118,842,000円 1,821
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	△20,197	1 重層的支援体制整備事業交付金 補正後 22,385,000円－補正前 27,283,000円 △4,898 5 子ども・子育て支援交付金 補正後 165,909,000円－補正前 181,208,000円 △15,299
2 道路橋りょう費 交 付 金	△346,802	2 社会資本整備総合交付金 補正後 65,702,000円－補正前 412,504,000円 △346,802
3 都 市 計 画 費 交 付 金	△1,435,606	3 社会資本整備総合交付金 補正後 1,621,854,000円－補正前 3,057,460,000円 △1,435,606
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	19,095	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 897,765,000円－補正前 878,670,000円 19,095
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△55,404	5 児童手当費負担金 補正後 329,793,000円－補正前 417,166,000円 △87,373 7 障害児通所給付費負担金 補正後 383,477,000円－補正前 351,508,000円 31,969
4 国民健康保険費 負 担 金	△3,978	1 国民健康保険基盤安定事業費負担金 補正後 522,914,000円－補正前 526,860,000円 △3,946 2 未就学児均等割保険料負担金 補正後 1,974,000円－補正前 1,837,000円 137 3 産前産後保険料負担金 補正後 773,000円－補正前 942,000円 △169
5 介 護 保 険 費 負 担 金	490	1 低所得者保険料軽減負担金 補正後 27,748,000円－補正前 27,330,000円 418 2 低所得者保険料軽減負担金（過年度） 290×1／4÷72 72
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	△259	10 老人クラブ運営費補助金 補正後 3,681,000円－補正前 3,898,000円 △217

(款) 16 府支出金
(項) 2 府補助金

(項) 2 府補助金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	
款	項	目				
16	2	2〔民 生 費 府 補 助 金〕	千円	千円	千円	
		4 農 林 水 産 業 費 府 補 助 金	13,351	△265	13,086	
		7 消 防 費 府 補 助 金	4,707	736	5,443	
	3 府 委 託 金	95,319	△17,896	77,423		
		1 総 務 費 府 委 託 金	80,373	△12,097	68,276	
		3 教 育 費 府 委 託 金	9,016	△5,799	3,217	
	4 府 交 付 金	664,820	△16,628	648,192		
		2 民 生 費 府 交 付 金	405,657	△16,628	389,029	
	17 財 産 収 入			7,119,641	△3,581,872	3,537,769
	1 財 産 運 用 収 入	231,712	2,077,029	2,308,741		
1 財 産 貸 付 収 入		231,684	2,000,000	2,231,684		
2 基 金 収 益 金		28	77,029	77,057		

(項) 1 財産運用収入

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		65 介護人材確保事業費補助金 補正後 8,000円－補正前 50,000円 △42
2 児童福祉費補助金	416	9 子どもの医療費補助金 補正後 32,971,000円－補正前 32,555,000円 416
1 農業費補助金	△265	3 経営所得安定対策推進事業費補助金 補正後 709,000円－補正前 974,000円 △265
1 消防費補助金	736	1 大阪航空消防運営費補助金 補正後 5,443,000円－補正前 4,707,000円 736
3 選挙費委託金	△12,097	1 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査委託金 補正後 66,281,000円－補正前 78,378,000円 △12,097
1 教育総務費委託金	△5,799	2 地域運動部活動推進事業委託金 補正後 2,900,000円－補正前 8,699,000円 △5,799
1 社会福祉費交付金	△111	15 権限移譲事務費交付金（共同処理分） 補正後 14,485,000円－補正前 15,734,000円 △1,249 18 重層的支援体制整備事業交付金 補正後 62,005,000円－補正前 60,867,000円 1,138
2 児童福祉費交付金	△16,517	1 重層的支援体制整備事業交付金 補正後 9,880,000円－補正前 11,104,000円 △1,224 3 子ども・子育て支援交付金 補正後 165,909,000円－補正前 181,208,000円 △15,299 8 地域児童福祉事業等調査庁費交付金 6
1 土地建物貸付収入	2,000,000	4 市有地貸付料 補正後 2,198,890,000円－補正前 198,890,000円 2,000,000
1 財政調整基金運用収入	17,761	1 財政調整基金運用収入 補正後 17,762,000円－補正前 1,000円 17,761
3 環境クリーン基金運用収入	427	1 環境クリーン基金運用収入 補正後 428,000円－補正前 1,000円 427
4 交通遺児奨学基金運用収入	105	1 交通遺児奨学基金運用収入 補正後 112,000円－補正前 7,000円 105
5 学校教育施設整備基金運用収入	4,149	1 学校教育施設整備基金運用収入 補正後 4,150,000円－補正前 1,000円 4,149
7 災害対策基金運用収入	357	1 災害対策基金運用収入 補正後 358,000円－補正前 1,000円 357
8 新市立病院整備基金運用収入	5,286	1 新市立病院整備基金運用収入 補正後 5,287,000円－補正前 1,000円 5,286
9 都市施設整備基金運用収入	8,117	1 都市施設整備基金運用収入 補正後 8,118,000円－補正前 1,000円 8,117

(項) 1 財産運用収入

(項) 1 財産運用収入

(項) 1 基金繰入金

(款)	19	繰入金
(項)	1	基金繰入金

(項) 1 基金繰入金

(款) 19 繰入金
(項) 1 基金繰入金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
19	1	2 公 債 管 理 基 金 繰 入 金	千円 580,000	千円 4,362,000	千円 4,942,000
		6 公 園 緑 地 等 整 備 基 金 繰 入 金	70,000	△26,511	43,489
		11 奨 学 資 金 給 付 基 金 繰 入 金	20,000	△13,850	6,150
		14 新 市 立 病 院 整 備 基 金 繰 入 金	3,717,065	△427,325	3,289,740
	2	他 会 計 繰 入 金	88,540	5,009	93,549
		1 特 別 会 計 介 護 保 険 事 業 費 繰 入 金	88,540	5,009	93,549
21	諸 収 入		7,678,042	△696,701	6,981,341
	3	貸 付 金 元 利 収 入	815,037	△800,000	15,037
		6 土 地 開 発 公 社 貸 付 金 収 入	800,000	△800,000	0
	5	雑 入	1,796,708	103,299	1,900,007
		2 弁 償 金	958,128	△26,951	931,177
		3 違 約 金 及 び 延 納 利 息	138,000	△138,000	0
		4 雑 入	694,598	268,250	962,848
22	市 債		7,702,500	△609,479	7,093,021
	1	市 債	7,702,500	△609,479	7,093,021
		1 臨 時 財 政 対 策 債	350,000	△259,379	90,621

節		説 明
区 分	金 額	
1 公 債 管 理 基 金 繰 入 金	千円 4,362,000	1 公債管理基金繰入金 補正後 4,942,000,000円－補正前 580,000,000円 4,362,000
1 公 園 緑 地 等 整 備 基 金 繰 入 金	△26,511	1 公園緑地等整備基金繰入金 補正後 43,489,000円－補正前 70,000,000円 △26,511
1 奨 学 資 金 給 付 基 金 繰 入 金	△13,850	1 奨学資金給付基金繰入金 補正後 6,150,000円－補正前 20,000,000円 △13,850
1 新 市 立 病 院 整 備 基 金 繰 入 金	△427,325	1 新市立病院整備基金繰入金 補正後 3,289,740,000円－補正前 3,717,065,000円 △427,325
1 特 別 会 計 介 護 保 険 事 業 費 繰 入 金	5,009	1 重層の支援体制整備事業繰入金 補正後 93,549,000円－補正前 88,540,000円 5,009
1 土 地 開 発 公 社 貸 付 金 収 入	△800,000	1 土地開発公社貸付金収入 補正後 0円－補正前 800,000,000円 △800,000
1 損 害 弁 償 金	24,659	7 消防救急デジタル無線整備業務契約損害弁償金 24,659
2 実 費 弁 償 金	△51,610	25 学校給食費収入 補正後 666,419,000円－補正前 675,419,000円 △9,000 42 予防接種徴収金 補正後 33,415,000円－補正前 76,321,000円 △42,906 52 産後ケア利用料 補正後 1,273,000円－補正前 977,000円 296
1 違 約 金	△138,000	1 違約金 補正後 0円－補正前 138,000,000円 △138,000
2 雑 入	268,250	10 指定管理施設使用料 補正後 58,899,000円－補正前 74,600,000円 △15,701 54 保健・介護予防一体的実施関連委託金 補正後 20,861,000円－補正前 21,649,000円 △788 61 新型コロナワクチン接種助成金 補正後 47,642,000円－補正前 138,195,000円 △90,553 63 みのおサンプラザ1号館修繕積立金等返還金 375,292
1 臨 時 財 政 対 策 債	△259,379	1 臨時財政対策債 補正後 90,621,000円－補正前 350,000,000円 △259,379

(款) 22 市債
(項) 1 市債

(款) 22 市債
(項) 1 市債

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
22	1	3 民 生 債	千円 1,677,500	千円 7,900	千円 1,685,400
		4 土 木 債	1,842,700	△546,800	1,295,900
		5 消 防 債	2,963,000	100	2,963,100
		6 教 育 債	834,300	2,700	837,000
		7 衛 生 債	0	186,000	186,000

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 事 業 債	千円 7,900	1 総合保健福祉センター改修事業債 補正後 359,900,000円－補正前 354,500,000円 2 生活介護等基盤整備事業債 補正後 1,056,600,000円－補正前 1,054,100,000円
		5,400 2,500
1 道 路 橋 り ょ う 事 業 債	△291,400	1 橋りょう整備事業債 補正後 8,600,000円－補正前 216,300,000円 3 道路安全対策事業債 補正後 96,100,000円－補正前 179,800,000円
		△207,700 △83,700
2 都 市 計 画 事 業 債	△255,400	3 都計道路川合・山之口線道路改良事業債 補正後 21,400,000円－補正前 23,700,000円 5 都計道路国文都市4号線道路改良事業債 補正後 252,900,000円－補正前 506,000,000円
		△2,300 △253,100
1 消 防 事 業 債	100	6 消防指令システム整備事業債 補正後 416,400,000円－補正前 416,300,000円
4 保 健 体 育 事 業 債	2,700	1 室内温水プール整備事業債 補正後 564,200,000円－補正前 561,500,000円
1 上 水 道 事 業 債	1,900	1 庁舎改修事業債
2 保 健 衛 生 債	184,100	1 聖苑改修事業債

(款) 22 市債
(項) 1 市債

3 歳 出
(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
1 議 会 費			千円 434,087	千円 △10,563	千円 423,524	千円 一般財源 △10,563
1 議 会 費			434,087	△10,563	423,524	一般財源 △10,563
1 議 会 費			434,087	△10,563	423,524	一般財源 △10,563

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給 料	△610	1 人件費（議会費）【人事室】 △1,397
3 職 員 手 当 等	△4,178	2 給 料 △610 2 一 般 職 給 一般職給 △610
4 共 済 費	△352	3 職員手当等 △435 2 扶 養 手 当 △100 5 通 勤 手 当 △141 9 時間外及び休日勤務手当 △145 10 住 居 手 当 △9 14 児 童 手 当 △40
7 報 償 費	△194	4 共 済 費 △352 3 職員共済組合負担金 △352
8 旅 費	△3,187	2 議員報酬等関係事業【議会事務局総務室】 △3,743
10 需 用 費	△150	3 職員手当等 △3,743 1 議員期末手当 △3,743
11 役 務 費	△175	3 議会管理事業【議会事務局総務室】 △1,495
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△439	10 需 用 費 △50 3 食 糧 費 △50
17 備 品 購 入 費	△58	11 役 務 費 △75 3 手 数 料 △75
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△1,220	13 使用料及び賃借料 △150 2 賃 借 料 △150 自動車借上料 △150
		18 負担金補助及び交付金 △1,220 1 負 担 金 △90 全国市議会議長会他 △90 3 交 付 金 △1,130 政務活動費 △1,130
		4 議員出張事業【議会事務局総務室】 △815
		8 旅 費 △815 1 費用弁償 △456 3 特別旅費 △359
		8 行政視察事業【議事室】 △2,280
		8 旅 費 △2,280 1 費用弁償 △2,020 3 特別旅費 △260
		9 議会運営事業【議事室】 △563

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
1	1	1〔議 会 費〕	千円	千円	千円	千円
2 総 務 費			7, 132, 689	73, 064	7, 205, 753	分担金及び負担金 17, 997 国庫支出金 △12, 469 府支出金 △12, 097 繰入金 △119, 723 一般財源 199, 356
1 総 務 管 理 費			5, 914, 937	172, 294	6, 087, 231	分担金及び負担金 17, 997 国庫支出金 2, 036 繰入金 △119, 723 一般財源 271, 984
1 一 般 管 理 費			3, 625, 418	125, 830	3, 751, 248	分担金及び負担金 17, 997 国庫支出金 △1, 391 繰入金 △119, 723 一般財源 228, 947

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		7 報 償 費 △84
		1 報 償 金 △84
		講師謝礼 △84
		10 需 用 費 △100
		4 印刷製本費 △100
		委員会記録 △100
		11 役 務 費 △100
		4 筆耕翻訳料 △100
		13 使用料及び賃借料 △279
		2 賃 借 料 △279
		自動車借上料 △279
		51 議会改革事務事業【議会事務局総務室】 △212
		7 報 償 費 △110
		1 報 償 金 △110
		講師謝礼 △110
		8 旅 費 △92
		3 特別旅費 △92
		13 使用料及び賃借料 △10
		1 使 用 料 △10
		52 議会管理事業（臨時）【議会事務局総務室】 △58
		17 備品購入費 △58
		1 庁用器具費 △58
		管理用 △58
2 給 料	△68, 940	1 人件費（特別職給与）【人事室】 △10, 196
		2 給 料 △5, 726
		1 特別職給 △5, 726
		副市長 △5, 726
		3 職員手当等 △4, 470
		4 地域手当 △687
		5 通勤手当 △52
		11 期末勤勉手当 △3, 731
		2 人件費（一般管理費）【人事室】 △99, 196
		2 給 料 △63, 214
		2 一 般 職 給 △63, 214

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	1	1〔一 般 管 理 費〕	千円	千円	千円	千円
		8 人 事 管 理 費	68,271	△3,866	64,405	一般財源 △3,866
		11 職 員 研 修 費	13,123	△2,016	11,107	一般財源 △2,016

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		一般職給 △63,214
		3 職員手当等 △24,837
		2 扶 養 手 当 △593
		3 管理職手当 △465
		4 地 域 手 当 △8,364
		5 通 勤 手 当 △1,707
		9 時間外及び休日勤務手当 △1,161
		10 住 居 手 当 △4,626
		11 期末勤勉手当 △6,917
		14 児 童 手 当 △995
		16 在宅勤務等手当 △9
		4 共 済 費 △11,145
		3 職員共済組合負担金 △11,145
		3 人件費（退職手当）【人事室】 240,987
		3 職員手当等 240,987
		13 退 職 手 当 240,987
		4 人件費（雇用保険料）【人事室】 △2,512
		4 共 済 費 △2,512
		7 社会保険料 △2,512
		5 人件費（地公災負担金）【人事室】 △192
		4 共 済 費 △192
		6 地公災負担金 △192
		62 D X推進事業【行政改革・D X推進室】 △3,061
		12 委 託 料 △3,061
		1 委 託 料 △3,061
		業務改善コンサルティング委託 △3,061
10 需 用 費	△1,000	2 職員貸与被服購入事業【人事室】 △1,000
12 委 託 料	△2,866	10 需 用 費 △1,000
		1 消 耗 品 費 △1,000
		5 職員採用事業【人事室】 △2,298
		12 委 託 料 △2,298
		1 委 託 料 △2,298
		適性検査判定委託他 △2,298
		6 人事管理事業【人事室】 △568
		12 委 託 料 △568
		1 委 託 料 △568
		苦情相談窓口委託 △568
		1 職員研修事業【人事室】 △2,016
		7 報 償 費 △966

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	1	11〔職員研修費〕	千円	千円	千円	千円
		12 安全都市推進費	233,344	△11,863	221,481	国庫支出金 △35,532 一般財源 23,669
		13 公害対策費	6,337	△1,595	4,742	一般財源 △1,595
		15 防災対策費	94,540	79,993	174,533	国庫支出金 39,996 一般財源 39,997
		19 環境保全費	6,338	△1,786	4,552	国庫支出金 △1,037 一般財源 △749
		21 行政情報網推進費	139,747	△6,667	133,080	一般財源 △6,667
		22 業務システム管理運営費	370,757	△5,736	365,021	一般財源 △5,736
		2 徴 税 費	436,036	△23,549	412,487	一般財源 △23,549
		1 徴 税 総 務 費	327,653	△16,912	310,741	一般財源 △16,912

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅 費	千円 △1,050	1 報 償 金 △966 講師謝礼他 △966 8 旅 費 △1,050 3 特別旅費 △1,050
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△11,863	55 市内公共交通整備事業【交通政策室】 △11,863 18 負担金補助及び交付金 △11,863 1 負 担 金 △11,863 地域公共交通活性化協議会 △11,863
12 委 託 料	△1,595	5 公害対策事業【環境動物室】 △1,595 12 委 託 料 △1,595 1 委 託 料 △1,595 河川水底質調査委託他 △1,595
10 需 用 費	79,993	51 地域防災力集中強化事業【市民安全政策室】 79,993 10 需 用 費 79,993 1 消 耗 品 費 79,993
12 委 託 料	△1,786	2 環境政策推進事業【環境動物室】 △987 12 委 託 料 △987 1 委 託 料 △987 地球温暖化対策子ども版普及啓発業務委託 △987 50 空家等対策事業（臨時）【環境動物室】 △799 12 委 託 料 △799 1 委 託 料 △799 計画策定委託 △799
12 委 託 料	△6,667	1 行政情報ネットワーク管理運営事業【システム管理室】 △6,667 12 委 託 料 △6,667 1 委 託 料 △6,667 ネットワーク機器保守等委託 △6,667
12 委 託 料	△4,284	1 住民情報システム管理運営事業【システム管理室】 △5,736 12 委 託 料 △4,284 1 委 託 料 △4,284 システム機器保守等委託 △1,590 システム運用管理委託他 △2,694
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△1,452	13 使用料及び賃借料 △1,452 1 使 用 料 △1,452
2 給 料	△7,076	1 人件費（徴税総務費）【人事室】 △16,912 2 給 料 △7,076 2 一 般 職 給 △7,076 一般職給 △7,076
3 職 員 手 当 等	△4,229	3 職員手当等 △4,229 2 扶 養 手 当 △78 4 地 域 手 当 △700 5 通 勤 手 当 △268 9 時間外及び休日勤務手当 △888
4 共 済 費	△5,607	

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	2	1〔徴 税 総 務 費〕	千円	千円	千円	千円
		2 賦 課 徴 収 費	108,383	△6,637	101,746	一般財源 △6,637
	3	戸籍住民基本台帳費	487,776	△25,400	462,376	国庫支出金 △14,505 一般財源 △10,895
		1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	487,776	△25,400	462,376	国庫支出金 △14,505 一般財源 △10,895

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		11 期末勤勉手当 △2,295 4 共 済 費 △5,607 3 職員共済組合負担金 △5,607
12 委 託 料	△6,637	2 市税収納整理事務事業【税務室】 △900 12 委 託 料 △900 1 委 託 料 △900 市税収納業務委託他 △900 11 固定資産税賦課事務事業【税務室】 △1,368 12 委 託 料 △1,368 1 委 託 料 △1,368 空中写真図等作製業務委託 △874 システム保守委託他 △494 57 固定資産税賦課事務事業（臨時）【税務室】 △4,369 12 委 託 料 △4,369 1 委 託 料 △4,369 家屋評価支援業務委託 △4,369
2 給 料	△5,019	1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【人事室】 △10,895 2 給 料 △5,019 2 一 般 職 給 △5,019 一般職給 △5,019 3 職員手当等 △3,656 2 扶 養 手 当 △258 3 管理職手当 △400 4 地 域 手 当 △731 5 通 勤 手 当 △593 9 時間外及び休日勤務手当 △250 10 住 居 手 当 △150 11 期末勤勉手当 △1,074 14 児 童 手 当 △200 4 共 済 費 △2,220 3 職員共済組合負担金 △2,220
3 職 員 手 当 等	△3,656	
4 共 済 費	△2,220	
10 需 用 費	△38	
12 委 託 料	△13,257	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△1,210	21 個人番号カード交付等事業【戸籍住民異動室】 △14,505 10 需 用 費 △38 2 燃 料 費 △38 12 委 託 料 △13,257 1 委 託 料 △13,257 端末オペレート業務委託他 △13,257 13 使用料及び賃借料 △1,210 1 使 用 料 △1,128 2 賃 借 料 △82 事務機器借上料 △66

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	3	1〔戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費〕	千円	千円	千円	千円
		4 選 挙 費	251,026	△47,558	203,468	府支出金 △12,097 一般財源 △35,461
		1 選 挙 管 理 委 員 会 費	54,920	△4,243	50,677	一般財源 △4,243
		3 市長市議会議員 選 挙 費	117,620	△31,226	86,394	一般財源 △31,226

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		自動車借上料 △16
2 給 料	△2,387	1 人件費（選挙管理委員会費）【人事室】 △4,243
3 職 員 手 当 等	△1,380	2 給 料 △2,387
4 共 済 費	△476	2 一 般 職 給 △2,387 一般職給 △2,387
		3 職員手当等 △1,380
		2 扶 養 手 当 △25
		3 管理職手当 △135
		4 地 域 手 当 △549
		9 時間外及び休日勤務手当 △36
		11 期末勤勉手当 △635
		4 共 済 費 △476
		3 職員共済組合負担金 △476
1 報 酬	△1,573	50 会計年度任用職員雇用事業（市長市議会議員選挙事業）【人事室】 △1,501
3 職 員 手 当 等	△2,988	1 報 酬 △1,461
8 旅 費	△53	5 会計年度任用職員報酬 △1,461 事務補助員 △1,461
10 需 用 費	△2,010	8 旅 費 △40
11 役 務 費	△423	1 費 用 弁 償 △40
12 委 託 料	△19,246	51 市長市議会議員選挙事業【選挙管理委員会事務局】 △29,725
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△758	1 報 酬 △112
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△4,175	3 非常勤職員報酬 △112 投票管理者・立会人他 △112
		3 職員手当等 △2,988
		9 時間外及び休日勤務手当 △2,988
		8 旅 費 △13
		1 費 用 弁 償 △11
		2 普 通 旅 費 △2
		10 需 用 費 △2,010
		1 消 耗 品 費 △197
		3 食 糧 費 △129
		4 印刷製本費 △1,419
		啓発チラシ他 △1,419
		6 修 繕 料 △265
		投開票所器材修理他 △265
		11 役 務 費 △423
		1 通信運搬費 △223
		3 手 数 料 △200
		12 委 託 料 △19,246
		1 委 託 料 △19,246
		ポスター掲示場設置・撤収等委託 △19,246

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	4	3 〔市長市議会議員 選挙費〕	千円	千円	千円	千円
		4 衆議院議員総選挙 ・最高裁判所裁判官 国民審査費	78,378	△12,089	66,289	府支出金 △12,097 一般財源 8
		5 統計調査費	15,625	△2,318	13,307	一般財源 △2,318
		1 統計調査総務費	13,887	△2,318	11,569	一般財源 △2,318

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		13 使用料及び賃借料 △758
		2 賃借料 △758
		事務機器等借上料 △758
		18 負担金補助及び交付金 △4,175
		3 交付金 △4,175
		選挙公営交付金 △4,175
1 報酬	△525	50 会計年度任用職員雇用事業（衆議院議員総選挙等）【人事室】 △329
		1 報酬 △329
3 職員手当等	△3,236	5 会計年度任用職員報酬 △329
		事務補助員 △329
8 旅費	△30	51 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査事業 △11,760
10 需用費	△1,374	【選挙管理委員会事務局】
		1 報酬 △196
11 役務費	△1,673	3 非常勤職員報酬 △196
		投票管理者・立会人他 △196
12 委託料	△4,445	3 職員手当等 △3,236
		9 時間外及び休日勤務手当 △3,236
13 使用料及び賃借料	△806	8 旅費 △30
		1 費用弁償 △20
		2 普通旅費 △10
		10 需用費 △1,374
		1 消耗品費 △174
		3 食糧費 △225
		4 印刷製本費 △682
		啓発チラシ他 △682
		6 修繕料 △293
		投開票所器材修理他 △293
		11 役務費 △1,673
		1 通信運搬費 △1,673
		12 委託料 △4,445
		1 委託料 △4,445
		ポスター掲示場設置・撤収等委託 △4,445
		13 使用料及び賃借料 △806
		1 使用料 △538
		2 賃借料 △268
		事務機器借上料 △268
2 給料	△1,724	1 人件費（統計調査総務費）【人事室】 △2,318
		2 給料 △1,724
3 職員手当等	△449	2 一般職給 △1,724
		一般職給 △1,724
4 共済費	△145	3 職員手当等 △449
		4 地域手当 △189
		9 時間外及び休日勤務手当 △260

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	5	1〔統計調査総務費〕	千円	千円	千円	千円
		6 監 査 委 員 費	27, 289	△405	26, 884	一般財源 △405
		1 監 査 委 員 費	27, 289	△405	26, 884	一般財源 △405
	3	民 生 費	29, 315, 230	813, 036	30, 128, 266	国庫支出金 606, 127 府支出金 △39, 957 繰入金 5, 009 一般財源 241, 857
	1	社 会 福 祉 費	9, 533, 118	5, 152	9, 538, 270	国庫支出金 10, 012 府支出金 20, 233 繰入金 5, 009 一般財源 △30, 102
		1 社会福祉総務費	1, 318, 918	△49, 445	1, 269, 473	国庫支出金 891 一般財源 △50, 336
		6 老 人 福 祉 費	417, 923	9, 106	427, 029	国庫支出金 1, 821 府支出金 1, 138 繰入金 5, 009

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		4 共 済 費 △145 3 職員共済組合負担金 △145
2 給 料	△206	1 人件費（監査委員費）【人事室】 △405 2 給 料 △206 2 一 般 職 給 △206 一般職給 △206
3 職 員 手 当 等	△113	3 職員手当等 △113 2 扶 養 手 当 △16 4 地 域 手 当 △2 5 通 勤 手 当 △10 10 住 居 手 当 △45 14 児 童 手 当 △40
4 共 済 費	△86	4 共 済 費 △86 3 職員共済組合負担金 △86
2 給 料	△20, 333	1 人件費（社会福祉総務費）【人事室】 △45, 268 2 給 料 △20, 333 2 一 般 職 給 △20, 333 一般職給 △20, 333
3 職 員 手 当 等	△14, 512	3 職員手当等 △14, 512 3 管理職手当 △2, 699 4 地 域 手 当 △2, 336 5 通 勤 手 当 △524 9 時間外及び休日勤務手当 △2, 064 10 住 居 手 当 △492 11 期末勤勉手当 △6, 397
4 共 済 費	△10, 423	4 共 済 費 △10, 423 3 職員共済組合負担金 △10, 423
12 委 託 料	△4, 177	56 広域連携福祉事務事業（権限移譲共同処理分）（臨時） △4, 177 【広域福祉課】 12 委 託 料 △4, 177 1 委 託 料 △4, 177 システム更新委託他 △4, 177
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	9, 106	9 地域介護予防活動支援事業【高齢福祉室】 9, 106 18 負担金補助及び交付金 9, 106 2 補 助 金 9, 106

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	1	6〔老人福祉費〕	千円	千円	千円	一般財源 1,138
		8 障害福祉費	5,196,605	76,381	5,272,986	国庫支出金 38,190 府支出金 19,095 一般財源 19,096
		17 定 額 減 税 に か か る 調 整 給 付 金 交 付 費	326,580	△30,890	295,690	国庫支出金 △30,890
	2 児 童 福 祉 費		11,876,047	788,323	12,664,370	国庫支出金 597,989 府支出金 △56,212 一般財源 246,546
		1 児童福祉総務費	4,818,940	73,472	4,892,412	国庫支出金 196,603 府支出金 △56,628 一般財源 △66,503

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		街かどデイハウス運営事業費補助金他 9,106
19 扶 助 費	76,381	19 障害者施設事業（扶助費）【障害福祉室】 27,880
		19 扶 助 費 27,880
		1 扶 助 費 27,880
		障害者施設費 27,880
		20 障害者（児）ホームヘルプ事業（扶助費）【障害福祉室】 48,501
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△30,890	19 扶 助 費 48,501
		1 扶 助 費 48,501
		障害者（児）ホームヘルプ費 48,501
		50 定額減税にかかる調整給付金交付事業【税務室】 △30,890
		18 負担金補助及び交付金 △30,890
1 報 酬	△5,731	3 交 付 金 △30,890
		調整給付金 △30,890
3 職 員 手 当 等	△1,616	
12 委 託 料	△1,182	
19 扶 助 費	82,001	16 児童手当給付事業（扶助費）【子育て支援室】 △30,000
		19 扶 助 費 △30,000
		1 扶 助 費 △30,000
		児童手当 △30,000
		17 児童扶養手当給付事業（扶助費）【子育て支援室】 △18,000
		19 扶 助 費 △18,000
		1 扶 助 費 △18,000
		児童扶養手当 △18,000
		28 障害児通所給付事業（扶助費）【総合保健福祉センター分室】 130,001
		19 扶 助 費 130,001
		1 扶 助 費 130,001
		障害児通所給付費 130,037
		高額障害児通所給付費 △36
		32 子ども家庭総合支援事業【児童相談支援センター】 △7,347
		1 報 酬 △5,731
		5 会計年度任用職員報酬 △5,731
		子ども家庭総合支援員 △3,093
		児童相談支援専門員 △2,638
		3 職員手当等 △1,616
		11 期末勤勉手当 △1,616
		55 児童手当システム改修事業【子育て支援室】 △1,182
		12 委 託 料 △1,182
		1 委 託 料 △1,182
		児童手当システム改修委託 △1,182

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	2	2 児 童 福 祉 施 設 費	千円 5,357,622	千円 758,218	千円 6,115,840	千円 国庫支出金 401,386 一般財源 356,832
	3	3 保 育 所 費	488,884	△35,944	452,940	一般財源 △35,944
	5	5 子 ど も の 医 療 助 成 費	758,372	10,039	768,411	府支出金 416 一般財源 9,623
	7	7 認 定 こ ど も 園 費	369,626	△17,462	352,164	一般財源 △17,462

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	千円 △924	10 教育・保育給付施設等運営費補助事業【保育幼稚園利用室】 49,354 18 負担金補助及び交付金 49,354 2 補 助 金 49,354 教育・保育給付施設等運営費補助金 49,354
14 工 事 請 負 費	△1,871	15 教育・保育等給付事業（扶助費）【保育幼稚園利用室】 711,659 19 扶 助 費 711,659 1 扶 助 費 711,659 子どものための教育・保育給付費 711,659
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	49,354	50 認定こども園整備事業（継続費）【保育幼稚園総務室】 △2,795 12 委 託 料 △924 1 委 託 料 △924 現場監理委託他 △924
19 扶 助 費	711,659	14 工事請負費 △1,871 1 工事請負費 △1,871 こども園整備工事 △1,871
2 給 料	△13,172	1 人件費（保育所費）【人事室】 △24,486 2 給 料 △13,172 2 一 般 職 給 △13,172 一般職給 △13,172
3 職 員 手 当 等	△5,424	3 職員手当等 △5,424 2 扶 養 手 当 △250 3 管理職手当 △350 4 地 域 手 当 △1,807 5 通 勤 手 当 △675 9 時間外及び休日勤務手当 △19 10 住 居 手 当 △650 11 期末勤勉手当 △1,493 14 児 童 手 当 △180
4 共 済 費	△5,890	4 共 済 費 △5,890 3 職員共済組合負担金 △5,890
12 委 託 料	△11,458	54 保育所運営事業（臨時）【保育幼稚園総務室】 △11,458 12 委 託 料 △11,458 1 委 託 料 △11,458 保育士派遣業務委託 △11,458
19 扶 助 費	10,039	5 子どもの医療費助成事業（扶助費）【介護・医療・年金室】 10,039 19 扶 助 費 10,039 1 扶 助 費 10,039 子どもの医療扶助費 10,039
2 給 料	△6,868	1 人件費（認定こども園費）【人事室】 △17,462 2 給 料 △6,868 2 一 般 職 給 △6,868 一般職給 △6,868
3 職 員 手 当 等	△4,644	

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	2	7〔認定こども園費〕	千円	千円	千円	千円
	3	生 活 保 護 費	2,649,396	△2,798	2,646,598	一般財源 △2,798
		1 生活保護総務費	199,646	△2,798	196,848	一般財源 △2,798
	4	国 民 健 康 保 険 費	1,399,697	18,594	1,418,291	国庫支出金 △1,874 府支出金 △3,978 一般財源 24,446
		1 国民健康保険費	1,399,697	18,594	1,418,291	国庫支出金 △1,874 府支出金 △3,978 一般財源 24,446
	5	介 護 保 険 費	1,804,980	6,220	1,811,200	一般財源 6,220
		1 介 護 保 険 費	1,804,980	6,220	1,811,200	一般財源 6,220

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	千円 △5,950	千円 3 職員手当等 △4,644 2 扶 養 手 当 △180 4 地 域 手 当 △1,548 9 時間外及び休日勤務手当 △1,368 10 住 居 手 当 △600 11 期末勤勉手当 △613 14 児 童 手 当 △335 4 共 済 費 △5,950 3 職員共済組合負担金 △5,950
2 給 料	△1,070	1 人件費（生活保護総務費）【人事室】 △2,798 2 給 料 △1,070 2 一 般 職 給 △1,070 一般職給 △1,070 3 職員手当等 △1,246 2 扶 養 手 当 △28 4 地 域 手 当 △274 9 時間外及び休日勤務手当 △743 10 住 居 手 当 △19 11 期末勤勉手当 △182 4 共 済 費 △482 3 職員共済組合負担金 △482
3 職 員 手 当 等	△1,246	
4 共 済 費	△482	
27 繰 出 金	18,594	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金（経常）【国民健康保険室】 △7,802 27 繰 出 金 △7,802 3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 △7,802 保険基盤安定繰出 △7,673 未就学児均等割保険料繰出 546 産前産後保険料繰出 △675 50 特別会計国民健康保険事業費繰出金（臨時）【国民健康保険室】 26,396 27 繰 出 金 26,396 3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 26,396 財政安定化支援事業費繰出 26,943 老人等医療費助成事業影響分繰出他 △547
27 繰 出 金	6,220	1 特別会計介護保険事業費繰出金（経常）【介護・医療・年金室】 21,312 27 繰 出 金 21,312 5 特別会計介護保険事業費繰出金 21,312 介護給付費繰出 25,916 職員給与費等繰出 △6,276 低所得者保険料軽減繰出 1,672

(款) 3 民生費
(項) 5 介護保険費

(款) 3 民生費
(項) 5 介護保険費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	5	1〔介 護 保 険 費〕	千円	千円	千円	千円
		6 後 期 高 齢 者 医 療 費	2,051,992	△2,455	2,049,537	一般財源 △2,455
		1 後 期 高 齢 者 医 療 費	2,051,992	△2,455	2,049,537	一般財源 △2,455
4	衛 生 費		8,181,640	△563,833	7,617,807	分担金及び負担金 15,211 国庫支出金 1,090 寄附金 5 繰入金 △307,602 諸収入 △133,163 市債 1,900 一般財源 △141,274
	1 保 健 衛 生 費		2,079,854	△249,639	1,830,215	分担金及び負担金 15,211 国庫支出金 1,090 諸収入 △133,163 一般財源 △132,777
		1 保 健 衛 生 総 務 費	345,639	△21,284	324,355	一般財源 △21,284

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		51 特別会計介護保険事業費繰出金（臨時）【介護・医療・年金室】 △15,092
		27 繰 出 金 △15,092
		5 特別会計介護保険事業費繰出金 △15,092
		職員給与費等繰出 △15,309
		低所得者保険料軽減繰出（過年度分） 217
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△894	1 後期高齢者医療費負担事業【介護・医療・年金室】 18,599
		18 負担金補助及び交付金 18,599
27 繰 出 金	△1,561	1 負 担 金 18,599
		後期高齢者療養等給付費 18,599
		2 後期高齢者医療広域連合運営事業【介護・医療・年金室】 △19,493
		18 負担金補助及び交付金 △19,493
		1 負 担 金 △19,493
		管理運営費 △19,493
		3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】 △1,561
		27 繰 出 金 △1,561
		9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金 △1,561
		職員給与費等繰出 △1,561
2 給 料	△13,588	1 人件費（保健衛生総務費）【人事室】 △21,284
		2 給 料 △13,588
3 職 員 手 当 等	△4,256	2 一 般 職 給 △13,588
		一般職給 △13,588
4 共 済 費	△3,440	3 職員手当等 △4,256
		2 扶 養 手 当 △366
		3 管理職手当 △110
		4 地 域 手 当 △1,301
		10 住 居 手 当 △234
		11 期末勤勉手当 △2,145
		14 児 童 手 当 △100
		4 共 済 費 △3,440
		3 職員共済組合負担金 △3,440

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
4	1	2 予 防 費	千円 1, 246, 748	千円 △230, 635	千円 1, 016, 113	千円 分担金及び負担金 15, 211 諸収入 △133, 459 一般財源 △112, 387
		4 母子保健推進費	244, 582	2, 280	246, 862	国庫支出金 1, 090 諸収入 296 一般財源 894
		2 清 掃 費	2, 001, 289	△9, 177	1, 992, 112	一般財源 △9, 177
		1 清 掃 総 務 費	415, 050	△6, 972	408, 078	一般財源 △6, 972
		4 清 掃 工 場 費	1, 119, 949	△2, 205	1, 117, 744	一般財源 △2, 205

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	千円 △223, 257	6 保健事業【地域保健室】 △25, 723 12 委 託 料 △25, 723 1 委 託 料 △25, 723 健康診査委託他 △25, 723
19 扶 助 費	△7, 378	7 予防接種事業（地域保健）【地域保健室】 △196, 746 12 委 託 料 △196, 746 1 委 託 料 △196, 746 予防接種委託 △193, 686 インフルエンザ予防接種案内宅配委託他 △3, 060
		9 保健・介護予防一体的実施関連事業【地域保健室】 △788 12 委 託 料 △788 1 委 託 料 △788 保健・介護予防一体的実施事業委託 △788
		11 予防接種事業（地域保健）（扶助費）【地域保健室】 △7, 378 19 扶 助 費 △7, 378 1 扶 助 費 △7, 378 予防接種自己負担助成費 △7, 378
12 委 託 料	2, 280	4 産後ケア事業【子どもすこやか室】 1, 638 12 委 託 料 1, 638 1 委 託 料 1, 638 産後ケア事業委託 1, 638
		51 出産・子育て応援事業【子どもすこやか室】 642 12 委 託 料 642 1 委 託 料 642 システム改修委託 642
2 給 料	△3, 621	1 人件費（清掃総務費）【人事室】 △6, 972 2 給 料 △3, 621 2 一 般 職 給 △3, 621 一般職給 △3, 621
3 職 員 手 当 等	△1, 489	3 職員手当等 △1, 489 2 扶 養 手 当 △360 4 地 域 手 当 △318 10 住 居 手 当 △406 11 期 末 勤 勉 手 当 △405
4 共 済 費	△1, 862	4 共 済 費 △1, 862 3 職員共済組合負担金 △1, 862
12 委 託 料	△2, 205	1 環境クリーンセンター管理事業【環境クリーンセンター】 △2, 205 12 委 託 料 △2, 205 1 委 託 料 △2, 205 固化灰等処理委託他 △2, 205

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費
(項) 3 市民医療総合施設対策費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
4	3	市民医療総合施設対策費	千円 4,100,205	千円 △307,597	千円 3,792,608	寄附金 繰入金 5 △307,602
		2 病 院 事 業 費	3,930,205	△307,597	3,622,608	寄附金 繰入金 5 △307,602
	4	上 水 道 費	292	2,580	2,872	市債 一般財源 1,900 680
		1 水 道 事 業 費	292	2,580	2,872	市債 一般財源 1,900 680
5	労 働 費		67,461	△976	66,485	一般財源 △976
	1	労 働 諸 費	67,461	△976	66,485	一般財源 △976
		1 労 働 対 策 費	29,533	△976	28,557	一般財源 △976
6	農 林 水 産 業 費		166,674	△4,711	161,963	府支出金 一般財源 △265 △4,446
	1	農 業 費	142,462	△4,711	137,751	府支出金 一般財源 △265 △4,446

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△307,597	50 病院事業会計繰出事業（臨時）【市立病院】 △307,597
		18 負担金補助及び交付金 △307,597
		1 負 担 金 △20,946
		新市立病院整備事業負担金 △20,946
		2 補 助 金 △286,651
		看護師確保対策補助金 4,000 職員退職給付費補助金 △290,656 医療機器等購入補助金 5
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	680	1 水道事業会計繰出事業（経常）【上下水道局】 680
		18 負担金補助及び交付金 680
23 投 資 及 び 出 資 金	1,900	1 負 担 金 680
		児童手当負担金 680
		51 水道事業会計繰出事業（臨時）【上下水道局】 1,900
		23 投資及び出資金 1,900
		1 出 資 金 1,900
		脱炭素化推進事業費 1,900
2 給 料	△135	1 人件費（労働対策費）【人事室】 △560
		2 給 料 △135
3 職 員 手 当 等	△298	2 一 般 職 給 △135
		一般職給 △135
4 共 済 費	△127	3 職員手当等 △298
		4 地 域 手 当 △70
7 報 償 費	△416	5 通 勤 手 当 △5
		9 時間外及び休日勤務手当 △223
		4 共 済 費 △127
		3 職員共済組合負担金 △127
		50 障害者就労支援事業【箕面営業室】 △416
		7 報 償 費 △416
		1 報 償 金 △416
		職場実習訓練生奨励金 △316 職場実習事業所協力謝礼 △100

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
6	1	1 農 業 委 員 会 費	千円 41,937	千円 △507	千円 41,430	一般財源 △507
		2 農 業 総 務 費	32,958	△458	32,500	一般財源 △458
		3 農 業 振 興 費	33,022	△265	32,757	府支出金 △265
		4 農 地 費	33,707	△3,481	30,226	一般財源 △3,481
		7 商 工 費	415,120	△7,063	408,057	一般財源 △7,063
	1	商 工 費	286,650	△7,063	279,587	一般財源 △7,063
		1 商 工 総 務 費	123,688	△5,557	118,131	一般財源 △5,557
		2 商 工 業 振 興 費	162,962	△1,506	161,456	一般財源 △1,506

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	千円 △244	1 人件費（農業委員会費）【人事室】 △507
3 職 員 手 当 等	△187	2 給 料 △244 2 一 般 職 給 一般職給 △244
4 共 済 費	△76	3 職員手当等 △187 2 扶 養 手 当 △100 4 地 域 手 当 △20 5 通 勤 手 当 △13 11 期末勤勉手当 △34 14 児 童 手 当 △20 4 共 済 費 △76 3 職員共済組合負担金 △76
2 給 料	△106	1 人件費（農業総務費）【人事室】 △458
3 職 員 手 当 等	△46	2 給 料 △106 2 一 般 職 給 一般職給 △106
4 共 済 費	△306	3 職員手当等 △46 11 期末勤勉手当 △46 4 共 済 費 △306 3 職員共済組合負担金 △306
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△265	4 経営所得安定対策推進事業【みどりまちづくり部農農業振興室】 △265 18 負担金補助及び交付金 △265 2 補 助 金 △265 経営所得安定対策推進事業補助金 △265
14 工 事 請 負 費	△3,481	50 農地施設補修及び改修事業【水防・土砂災害対策推進室】 △3,481 14 工事請負費 △3,481 1 工事請負費 △3,481 農地施設補修工事 △3,481
2 給 料	△4,040	1 人件費（商工総務費）【人事室】 △5,557
3 職 員 手 当 等	△563	2 給 料 △4,040 2 一 般 職 給 一般職給 △4,040
4 共 済 費	△954	3 職員手当等 △563 2 扶 養 手 当 △200 4 地 域 手 当 △145 9 時間外及び休日勤務手当 △118 10 住 居 手 当 △100 4 共 済 費 △954 3 職員共済組合負担金 △954
8 旅 費	△336	54 中心市街地振興事業【箕面営業室】 △270 12 委 託 料 △270

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
7	1	2〔商工業振興費〕	千円	千円	千円	千円
8	土木費		9,847,849	2,068,689	11,916,538	国庫支出金 △1,719,526 繰入金 △26,511 市債 △210,000 一般財源 4,024,726
	1 土木管理費		1,172,448	4,324,393	5,496,841	一般財源 4,324,393
	1	土木総務費	1,155,757	△38,028	1,117,729	一般財源 △38,028
	3 公共用地 先行取得費		13,420	4,362,421	4,375,841	一般財源 4,362,421
	2 道路橋りょう費		1,383,693	△598,435	785,258	国庫支出金 △319,452 市債 △207,700 一般財源 △71,283
	1	道路橋りょう 総 務 費	30,110	△16,359	13,751	国庫支出金 △5,453 一般財源 △10,906

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 △900	1 委託料 △270 次期中心市街地活性化基本計画策定委託 △270
12 委託料	△270	55 大阪・関西万博推進事業【箕面営業室】 △1,236 8 旅 費 △336 3 特別旅費 △336 10 需用費 △900 4 印刷製本費 △900 北摂自治体連携ガイドブック他 △900
2 給料	△17,636	1 人件費（土木総務費）【人事室】 △38,028 2 給 料 △17,636 2 一般職給 △17,636 一般職給 △17,636 3 職員手当等 △13,626 2 扶養手当 △1,133 3 管理職手当 △1,825 4 地域手当 △2,319 9 時間外及び休日勤務手当 △3,027 10 住居手当 △192 11 期末勤勉手当 △4,600 14 児童手当 △530 4 共 済 費 △6,766 3 職員共済組合負担金 △6,766
3 職員手当等	△13,626	
4 共 済 費	△6,766	
27 繰 出 金	4,362,421	1 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金（経常）【地域活性化室】 382 27 繰 出 金 382 6 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金 382 50 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金（臨時）【地域活性化室】 4,362,039 27 繰 出 金 4,362,039 6 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金 4,362,039
18 負担金補助 及び交付金	△16,359	50 狭あい道路整備事業【道路管理室】 △16,359 18 負担金補助及び交付金 △16,359 2 補 助 金 △16,359 狭あい道路整備補助金 △16,359

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
8	2	2 道 路 維 持 ・ 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	千円 1,353,583	千円 △582,076	千円 771,507	千円 国庫支出金 △313,999 市債 △207,700 一般財源 △60,377
	4	都 市 計 画 費	6,619,405	△1,657,269	4,962,136	国庫支出金 △1,400,074 繰入金 △26,511 市債 △2,300 一般財源 △228,384
		1 都市計画総務費	3,567	△692	2,875	一般財源 △692

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	千円 △66,917	5 箕面駅前広場維持管理事業【道路管理室】 △1,283
14 工 事 請 負 費	△368,156	12 委 託 料 △1,283 1 委 託 料 △1,283 箕面駅前広場管理委託 △1,283
16 公 有 財 産 購 入 費	△147,003	56 橋りょう長寿命化対策事業【道路整備室】 △430,494
		12 委 託 料 △65,634 1 委 託 料 △65,634 実施設計委託 △42,895 技術支援業務委託他 △22,739
		14 工事請負費 △364,860 1 工事請負費 △364,860 橋りょう長寿命化対策工事 △364,860
		63 ベンチ整備事業【道路管理室】 △3,296
		14 工事請負費 △3,296 1 工事請負費 △3,296 ベンチ整備工事 △3,296
		68 桜井駅南改札口等用地取得事業【用地室】 △147,003
		16 公有財産購入費 △147,003 1 土地購入費 △147,003 改札口整備事業用地 △147,003
1 報 酬	△585	9 都市計画推進事業【まちづくり政策室】 △392
8 旅 費	△27	1 報 酬 △365 3 非常勤職員報酬 △365 都市計画審議会委員 △335 都市計画審議会臨時委員 △30
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△80	8 旅 費 △27 1 費 用 弁 償 △27
		50 都市景観形成事業【まちづくり政策室】 △300
		1 報 酬 △220 3 非常勤職員報酬 △220 都市景観審議会委員 △88 都市景観審議会臨時委員 △22 景観審査委員会委員 △30 都市景観アドバイザー △80
		18 負担金補助及び交付金 △80 2 補 助 金 △80 都市景観形成補助金 △80

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
8	4	5 地 域 整 備 推 進 費	千円 4,820,111	千円 △1,053,328	千円 3,766,783	千円 国庫支出金 △1,053,328
		6 街 路 事 業 費	1,381,197	△576,738	804,459	国庫支出金 △346,746 市債 △2,300 一般財源 △227,692
		7 都 市 公 園 費	26,511	△26,511	0	繰入金 △26,511
9	消 防 費		4,715,454	△13,015	4,702,439	分担金及び負担金 102 府支出金 736 一般財源 △13,853
	1	消 防 費	4,715,454	△13,015	4,702,439	分担金及び負担金 102 府支出金 736 一般財源 △13,853
		1 常 備 消 防 費	1,615,015	△12,288	1,602,727	分担金及び負担金 102 府支出金 736 一般財源 △13,126

節		説 明
区 分	金 額	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	千円 △1,053,328	千円 66 北大阪急行線延伸整備事業（継続費）【北急まちづくり推進室】 △1,053,328 18 負担金補助及び交付金 △1,053,328 2 補 助 金 △1,053,328 鉄軌道整備事業費補助金 △1,053,328
		50 都市計画道路整備事業【道路整備室】 △443,177 14 工事請負費 △443,177 1 工事請負費 △443,177 道路改良工事 △443,177
		52 都市計画道路用地取得事業【用地室】 △133,561 11 役 務 費 △253 3 手 数 料 △253 12 委 託 料 △8,447 1 委 託 料 △8,447 補償調査委託 △8,447 16 公有財産購入費 △45,861 1 土地購入費 △45,861 道路改良事業用地 △45,861 21 補償補填及び賠償金 △79,000 1 補 償 金 △79,000 建物等移転補償 △79,000
11 役 務 費	△11	50 中央公園用地取得事業【用地室】 △26,511 11 役 務 費 △11 3 手 数 料 △11 12 委 託 料 △1,500 1 委 託 料 △1,500 建物調査業務委託 △640 不動産鑑定評価委託 △860 16 公有財産購入費 △24,000 1 土地購入費 △24,000 公園整備用地 △24,000 21 補償補填及び賠償金 △1,000 1 補 償 金 △1,000 建物等移転補償 △1,000
12 委 託 料	△1,500	
16 公 有 財 産 購 入 費	△24,000	
21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	△1,000	
2 給 料	△9,612	1 人件費（常備消防費）【人事室】 △13,761 2 給 料 △9,612 2 一 般 職 給 △9,612 一般職給 △9,612 3 職員手当等 △1,540 4 地 域 手 当 △1,540
3 職 員 手 当 等	△1,540	
4 共 済 費	△2,609	

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
9	1	1〔常 備 消 防 費〕	千円	千円	千円	千円
		3 消 防 施 設 費	2,987,741	△727	2,987,014	一般財源 △727
		10 教 育 費	7,508,268	△218,279	7,289,989	国庫支出金 △36,404 府支出金 △21,098 財産収入 194 繰入金 △13,850 諸収入 △15,701 一般財源 △131,420
	1	1 教 育 総 務 費	1,876,150	△144,343	1,731,807	国庫支出金 △36,052 府支出金 △21,098 財産収入 194 繰入金 △13,850 一般財源 △73,537
		2 事 務 局 費	946,459	△28,164	918,295	国庫支出金 △1,753 一般財源 △26,411
		3 教 育 指 導 費	660,471	△56,419	604,052	国庫支出金 △19,000 府支出金 △5,799 一般財源 △31,620

節		説 明
区 分	金 額	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	千円 1,473	4 共 済 費 △2,609 3 職員共済組合負担金 △2,609
		24 大阪航空消防運営費負担金事業【消防企画室】 1,473 18 負担金補助及び交付金 1,473 1 負 担 金 1,473 大阪航空消防運営費 1,473
		55 消火栓新設事業【消防企画室】 △727 18 負担金補助及び交付金 △727 1 負 担 金 △727 消火栓新設 △727
2 給 料	△12,473	1 人件費（事務局費）【人事室】 △24,463 2 給 料 △12,473 2 一 般 職 給 △12,473 一般職給 △12,473
		3 職員手当等 △8,117 2 扶養手当 △1,331 3 管理職手当 △733 4 地域手当 △1,655 5 通勤手当 △773 9 時間外及び休日勤務手当 △1,005 10 住居手当 △959 11 期末勤勉手当 △1,661
		4 共 済 費 △3,873 3 職員共済組合負担金 △3,591 7 社会保険料 △282
		50 英語指導助手住宅管理事業（臨時）【学校教育室】 △3,701 13 使用料及び賃借料 △3,701 2 賃 借 料 △3,701 住宅借上料 △3,701
		1 報 酬 △9,345 4 授業支援員配置事業【教職員人事室】 △416 8 旅 費 △416 3 特別旅費 △416
3 職 員 手 当 等	△357	

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	1	3〔教 育 指 導 費〕	千円	千円	千円	千円

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	千円 △789	5 教員チャレンジサポート事業【教職員人事室】 △333
8 旅 費	△1,468	7 報 償 費 △333
10 需 用 費	△1,872	1 報 償 金 △333
12 委 託 料	△26,715	講師謝礼他 △333
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△6,832	36 部活動支援事業【児童生徒指導室】 △3,831
17 備 品 購 入 費	△1,819	1 報 酬 △3,831
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△7,222	5 会計年度任用職員報酬 △3,831
		部活動支援員 △3,831
		43 私立幼稚園振興助成事業【保育幼稚園利用室】 △7,222
		18 負担金補助及び交付金 △7,222
		2 補 助 金 △7,222
		私立幼稚園補助金 △4,898
		私立幼稚園連盟補助金 △220
		私立幼稚園給食費補助金 △2,104
		53 教育専門員配置事業【教職員人事室】 △357
		3 職員手当等 △357
		11 期末勤勉手当 △357
		59 重度障害児学校送迎事業【子ども未来創造局人権施策室】 △6,832
		13 使用料及び賃借料 △6,832
		1 使 用 料 △6,832
		63 学校における先端技術活用事業【学校教室】 △19,000
		7 報 償 費 △456
		1 報 償 金 △456
		講師謝礼 △456
		8 旅 費 △115
		3 特 別 旅 費 △115
		10 需 用 費 △249
		1 消 耗 品 費 △249
		12 委 託 料 △18,180
		1 委 託 料 △18,180
		システム開発等委託 △18,180
		65 教育振興事業（指導用教科用図書更新）【学校教室】 △3,442
		10 需 用 費 △1,623
		1 消 耗 品 費 △1,623
		17 備品購入費 △1,819
		3 教材教具費 △1,819
		指導用 △1,819
		68 英語教育強化事業【学校教室】 △6,451
		1 報 酬 △5,514

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	1	3〔教 育 指 導 費〕	千円	千円	千円	千円
	4	奨 学 資 金 費	21,392	△13,656	7,736	財産収入 194 繰入金 △13,850
	5	教育センター費	14,827	△208	14,619	一般財源 △208
	6	放 課 後 等 児 童 対 策 費	128,753	△45,896	82,857	国庫支出金 △15,299 府支出金 △15,299 一般財源 △15,298
	2	小 学 校 費	1,227,001	△14,463	1,212,538	一般財源 △14,463
		1 学 校 管 理 費	1,109,706	△14,463	1,095,243	一般財源 △14,463

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		5 会計年度任用職員報酬 △5,514 英語指導助手 △5,514 8 旅 費 △937 1 費用弁償 △937
		69 水泳指導業務委託事業【学校教育室】 △2,735 12 委 託 料 △2,735 1 委 託 料 △2,735 水泳指導業務委託 △2,735
		71 部活動地域移行事業【児童生徒指導室】 △5,800 12 委 託 料 △5,800 1 委 託 料 △5,800 部活動地域移行事業運営委託 △5,800
7 報 償 費	△13,850	50 奨学資金貸付基金繰出事業【学校生活支援室】 194 27 繰 出 金 194 25 奨学資金貸付基金繰出金 194
27 繰 出 金	194	51 奨学資金給付事業【学校生活支援室】 △13,850 7 報 償 費 △13,850 1 報 償 金 △13,850 奨学資金給付金 △13,850
12 委 託 料	△208	2 教育研究事業【教育センター】 △208 12 委 託 料 △208 1 委 託 料 △208 事務機器保守委託 △208
12 委 託 料	△45,896	51 放課後児童支援員派遣事業【放課後子ども支援室】 △45,896 12 委 託 料 △45,896 1 委 託 料 △45,896 放課後児童支援員派遣 △45,896
2 給 料	△9,513	1 人件費（小学校・学校管理費）【人事室】 △14,463 2 給 料 △9,513 2 一 般 職 給 △9,513 一般職給 △9,513
3 職 員 手 当 等	△2,699	3 職員手当等 △2,699 3 管理職手当 △112 4 地 域 手 当 △1,338 5 通 勤 手 当 △437 10 住 居 手 当 △306 11 期末勤勉手当 △496 14 児 童 手 当 △10
4 共 済 費	△2,251	4 共 済 費 △2,251 3 職員共済組合負担金 △1,797 7 社会保険料 △454

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	3	中 学 校 費	千円 970,692	千円 △11,208	千円 959,484	千円 一般財源 △11,208
		1 学 校 管 理 費	771,113	△11,208	759,905	一般財源 △11,208
	4	幼 稚 園 費	95,728	△2,421	93,307	国庫支出金 △352 一般財源 △2,069
		1 幼 稚 園 費	95,728	△2,421	93,307	国庫支出金 △352 一般財源 △2,069
	5	社 会 教 育 費	1,022,490	△30,588	991,902	諸収入 △15,701 一般財源 △14,887
		1 社会教育総務費	450,190	△30,588	419,602	諸収入 △15,701 一般財源 △14,887

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給 料	△6,723	1 人件費（中学校・学校管理費）【人事室】 △11,208
3 職 員 手 当 等	△3,080	2 給 料 △6,723 2 一 般 職 給 一般職給 △6,723 3 職員手当等 △3,080
4 共 済 費	△1,405	3 管理職手当 △90 4 地 域 手 当 △1,188 5 通 勤 手 当 △557 9 時間外及び休日勤務手当 △1,056 11 期末勤勉手当 △189 4 共 済 費 △1,405
		3 職員共済組合負担金 △1,107 7 社会保険料 △298
2 給 料	△1,867	1 人件費（幼稚園費）【人事室】 △2,421
3 職 員 手 当 等	△100	2 給 料 △1,867 2 一 般 職 給 一般職給 △1,867 3 職員手当等 △100
4 共 済 費	△454	2 扶 養 手 当 △100 4 共 済 費 △454
		3 職員共済組合負担金 △454
2 給 料	△4,955	1 人件費（社会教育総務費）【人事室】 △14,027
3 職 員 手 当 等	△5,615	2 給 料 △4,955 2 一 般 職 給 一般職給 △4,955 3 職員手当等 △5,615
4 共 済 費	△3,457	2 扶 養 手 当 △300 3 管理職手当 △110 4 地 域 手 当 △1,204 5 通 勤 手 当 △619 9 時間外及び休日勤務手当 △1,808 10 住 居 手 当 △460 11 期末勤勉手当 △979 14 児 童 手 当 △135 4 共 済 費 △3,457
11 役 務 費	△860	3 職員共済組合負担金 △3,457
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	△15,701	15 公共施設予約システム管理運営事業 △16,561
		【子ども未来創造局生涯学習・市民活動室】
		11 役 務 費 △860

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	5	1〔社会教育総務費〕	千円	千円	千円	千円
		6 保 健 体 育 費	2,316,207	△15,256	2,300,951	一般財源 △15,256
		1 保健体育総務費	149,383	△256	149,127	一般財源 △256
		3 学 校 給 食 費	1,418,063	△15,000	1,403,063	一般財源 △15,000
	12	公 債 費	3,609,241	△33,295	3,575,946	一般財源 △33,295
	1	公 債 費	3,609,241	△33,295	3,575,946	一般財源 △33,295
		1 元 金	3,363,999	356	3,364,355	一般財源 356
		2 利 子	245,242	△33,651	211,591	一般財源 △33,651
	13	諸 支 出 金	13,371,835	△3,171,927	10,199,908	財産収入 76,730 寄附金 162,776 諸収入 2,194 一般財源 △3,413,627

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		3 手 数 料 △860 22 償還金利子及び割引料 △15,701 1 償 還 金 △15,701 指定管理施設使用料還付金 △15,701
12	委 託 料 △256	1 教職員健康管理事業【教職員人事室】 △256 12 委 託 料 △256 1 委 託 料 △256 教職員健康診断等委託 △256
10	需 用 費 △10,000	5 児童生徒就学援助事業（給食関係）（扶助費）【学校生活支援室】 △3,000 19 扶 助 費 △3,000 2 給 付 金 △3,000 準要保護児童生徒給食費給付金他 △3,000
17	備 品 購 入 費 △2,000	17 学校給食運営事業【学校給食室】 △10,000 10 需 用 費 △10,000 7 賄 材 料 費 △10,000
19	扶 助 費 △3,000	50 学校給食設備充実事業【学校給食室】 △2,000 17 備品購入費 △2,000 1 庁用器具費 △2,000 給食用 △2,000
22	償 還 金 利 子 及 び 割 引 料 356	1 公債費元金償還事務事業【財政経営室】 356 22 償還金利子及び割引料 356 6 償 還 金 356 財務省
22	償 還 金 利 子 及 び 割 引 料 △33,651	2 公債費利子償還事務事業【財政経営室】 △33,651 22 償還金利子及び割引料 △33,651 2 利子及び割引料 △33,651 財務省 △16,756 市中銀行 977 大阪府 45 （公財）大阪府市町村振興協会 1,864 （公社）全国市有物件災害共済会 26 地方公共団体金融機構 △17,958 一時借入金利子 △1,849

(款) 13 諸支出金
(項)

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
13	1	諸 費	千円 351,135	千円 10,836	千円 361,971	千円 諸収入 2,194 一般財源 8,642
		2 諸 費	350,385	10,836	361,221	千円 諸収入 2,194 一般財源 8,642

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	10,836	50 国庫負担金等返還事業【障害福祉室】 942
		22 償還金利子及び割引料 942
		1 償 還 金 942
		令和5年度障害者自立支援給付費負担金返還金他 942
		56 国庫補助金返還事業【保育・幼児教育センター】 524
		22 償還金利子及び割引料 524
		1 償 還 金 524
		令和5年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金返還金 524
		57 国庫補助金等返還事業【保育幼稚園利用室】 3,814
		22 償還金利子及び割引料 3,814
		1 償 還 金 3,814
		令和5年度子どものための教育・保育給付 3,814
		国庫交付金返還金他 3,814
		60 国庫補助金返還事業【児童相談支援センター】 1,714
		22 償還金利子及び割引料 1,714
		1 償 還 金 1,714
		令和5年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 1,714
		61 国庫補助金返還事業【保育幼稚園総務室】 510
		22 償還金利子及び割引料 510
		1 償 還 金 510
		令和5年度(令和4年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金返還金他 510
		62 国庫補助金返還事業【消防総務室】 2,194
		22 償還金利子及び割引料 2,194
		1 償 還 金 2,194
		平成24年度緊急消防援助隊設備整備費補助金返還金 2,194
		68 国庫補助金返還事業【子どもすこやか室】 830
		22 償還金利子及び割引料 830
		1 償 還 金 830
		令和5年度母子保健衛生費国庫補助金返還金 830
		69 国庫負担金返還事業【介護・医療・年金室】 308
		22 償還金利子及び割引料 308

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
13	1	2〔諸 費〕	千円	千円	千円	千円
	2	基 金 費	13,020,700	△3,182,763	9,837,937	財産収入 76,730 寄附金 162,776 一般財源 △3,422,269
		1 財 政 調 整 基 金 費	68,065	15,037	83,102	財産収入 17,761 寄附金 45,276 一般財源 △48,000
		2 都 市 施 設 整 備 基 金 費	1,152,059	422,388	1,574,447	財産収入 8,117 一般財源 414,271
		3 公 債 管 理 基 金 費	1	168,833	168,834	財産収入 21,922 一般財源 146,911
		4 災 害 対 策 基 金 費	1	357	358	財産収入 357
		5 文 化 施 設 整 備 基 金 費	1	151,768	151,769	財産収入 1,768 一般財源 150,000
		6 福 祉 基 金 費	1	1,375	1,376	財産収入 1,375
		7 未 来 子 ど も 基 金 費	21,248	2,132,824	2,154,072	財産収入 2,362 寄附金 47,043 一般財源 2,083,419
		8 保 健 福 祉 総 合 推 進 基 金 費	3,545	159,565	163,110	財産収入 3,455 寄附金 6,110 一般財源 150,000
		9 環 境 ク リ ー ン 基 金 費	15,548	427	15,975	財産収入 427
		10 新 市 立 病 院 整 備 基 金 費	11,570,338	△6,508,508	5,061,830	財産収入 5,286 寄附金 7,503 一般財源 △6,521,297
		11 公 園 緑 地 等 整 備 基 金 費	1	53,466	53,467	財産収入 312 一般財源 53,154
		12 み ど り 推 進 基 金 費	64,974	42,340	107,314	財産収入 824 寄附金 42,243 一般財源 △727
		13 北 大 阪 急 行 南 北 線 延 伸 整 備 基 金 費	1	6,999	7,000	財産収入 6,999
		14 あ ん し ん 消 防 救 急 基 金 費	31,323	4,138	35,461	財産収入 1,194 寄附金 2,944

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		1 償 還 金 308 令和5年度未熟児養育医療費負担金返還金 308
24 積 立 金	15,037	50 財政調整基金積立事業【財政経営室】 15,037 24 積 立 金 15,037 2 財政調整基金積立金 15,037
24 積 立 金	422,388	50 都市施設整備基金積立事業【財政経営室】 422,388 24 積 立 金 422,388 3 都市施設整備基金積立金 422,388
24 積 立 金	168,833	50 公債管理基金積立事業【財政経営室】 168,833 24 積 立 金 168,833 11 公債管理基金積立金 168,833
24 積 立 金	357	50 災害対策基金積立事業【市民安全政策室】 357 24 積 立 金 357 24 災害対策基金積立金 357
24 積 立 金	151,768	50 文化施設整備基金積立事業【人権文化部生涯学習・市民活動室】 151,768 24 積 立 金 151,768 15 文化施設整備基金積立金 151,768
24 積 立 金	1,375	50 福祉基金積立事業【健康福祉政策室】 1,375 24 積 立 金 1,375 25 福祉基金積立金 1,375
24 積 立 金	2,132,824	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】 2,132,824 24 積 立 金 2,132,824 18 未来子ども基金積立金 2,132,824
24 積 立 金	159,565	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】 159,565 24 積 立 金 159,565 13 保健福祉総合推進基金積立金 159,565
24 積 立 金	427	50 環境クリーン基金積立事業【環境クリーンセンター】 427 24 積 立 金 427 21 環境クリーン基金積立金 427
24 積 立 金	△6,508,508	50 新市立病院整備基金積立事業【市立病院】 △6,508,508 24 積 立 金 △6,508,508 6 新市立病院整備基金積立金 △6,508,508
24 積 立 金	53,466	50 公園緑地等整備基金積立事業【公園緑地室】 53,466 24 積 立 金 53,466 19 公園緑地等整備基金積立金 53,466
24 積 立 金	42,340	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】 42,340 24 積 立 金 42,340 22 みどり推進基金積立金 42,340
24 積 立 金	6,999	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【北急まちづくり推進室】 6,999 24 積 立 金 6,999 14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金 6,999
24 積 立 金	4,138	50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】 4,138 24 積 立 金 4,138

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
13	2	14〔あんしん消防救急基金費〕	千円	千円	千円	千円
		15 学校教育施設整備基金費	1	154, 149	154, 150	財産収入 4, 149 一般財源 150, 000
		16 奨学資金給付基金費	891	6, 471	7, 362	財産収入 214 寄附金 6, 257
		17 まち・ひと・しごと創生基金費	2, 701	5, 608	8, 309	財産収入 208 寄附金 5, 400

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		20 あんしん消防救急基金積立金	4, 138
24 積立金	154, 149	50 学校教育施設整備基金積立事業【学校施設管理室】	154, 149
		24 積立金	154, 149
		4 学校教育施設整備基金積立金	154, 149
24 積立金	6, 471	50 奨学資金給付基金積立事業【学校生活支援室】	6, 471
		24 積立金	6, 471
		23 奨学資金給付基金積立金	6, 471
24 積立金	5, 608	50 まち・ひと・しごと創生基金積立事業【箕面営業室】	5, 608
		24 積立金	5, 608
		26 まち・ひと・しごと創生基金積立金	5, 608

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		32,969	19,612 4.55	3,957	77	56,615	10,117	66,732	
	議 員	23	167,296		70,403 4.55			237,699	47,484	285,183	
	その他の 特 別 職	1,614	178,585					178,585	13,646	192,231	
	計	1,640	345,881	32,969	90,015	3,957	77	472,899	71,247	544,146	
補正前	長 等	4		38,695	20,118 4.55	4,644	129	63,586	11,541	75,127	
	議 員	23	167,296		74,146 4.55			241,442	47,484	288,926	
	その他の 特 別 職	1,614	179,478					179,478	13,646	193,124	
	計	1,641	346,774	38,695	94,264	4,644	129	484,506	72,671	557,177	
比 較	長 等	△ 1		△ 5,726	△ 506	△ 687	△ 52	△ 6,971	△ 1,424	△ 8,395	
	議 員				△ 3,743			△ 3,743		△ 3,743	
	その他の 特 別 職		△ 893					△ 893		△ 893	
	計	△ 1	△ 893	△ 5,726	△ 4,249	△ 687	△ 52	△ 11,607	△ 1,424	△ 13,031	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(986) 1,016	1,130,714	4,087,069	4,163,336	9,381,119	1,659,039	11,040,158	
補正前	(985) 1,017	1,147,580	4,293,261	4,030,502	9,471,343	1,730,975	11,202,318	
比 較	(1) △ 1	△ 16,866	△ 206,192	132,834	△ 90,224	△ 71,936	△ 162,160	
職員手当 の 内 訳								
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)	
	補 正 後	88,767	311,256	535,023	86,300	1,069	301,230	
	補 正 前	94,185	318,285	562,621	92,622	1,069	321,625	
	比 較	△ 5,418	△ 7,029	△ 27,598	△ 6,322		△ 20,395	
	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	在宅勤務等手当 (千円)		
	補 正 後	50,782	2,027,758	760,710	414	27		
	補 正 前	60,030	2,059,892	519,723	414	36		
	比 較	△ 9,248	△ 32,134	240,987		△ 9		
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)	
	補 正 後	88,767	311,256	535,023	86,300	1,069	301,230	
	補 正 前	94,185	318,285	562,621	92,622	1,069	321,625	
	比 較	△ 5,418	△ 7,029	△ 27,598	△ 6,322		△ 20,395	

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 206, 192	1 その他の増減分	△ 206, 192	新陳代謝に係る増加分 2, 221 千円 育児休業等に係る減分 △ 208, 413 千円	職員数の異動状況 現に在職する (職 員 数) (その他) (計) 補正後 1, 016(142)人 ()人 1, 016(142)人 補正前 1, 017(141)人 ()人 1, 017(141)人 比 較 △ 1(1)人 ()人 △ 1(1)人
職員手当	132, 834	1 その他の増減分	132, 834		扶養手当 △ 5, 418 千円 管理職手当 △ 7, 029 千円 地域手当 △ 27, 598 千円 通勤手当 △ 6, 322 千円 時間外及び休日勤務手当 △ 20, 395 千円 住居手当 △ 9, 248 千円 期末勤勉手当 △ 32, 134 千円 退職手当 240, 987 千円 在宅勤務等手当 △ 9 千円

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源			一般財源						
						国府支出金	地 方 債	そ の 他							
3 民生費	1 社会福祉費	障 害 者 自 立 支 援 セ ン タ ー 再 整 備 事 業 (継 続 費)	令和6年度 (2024年度)	補正前	千円 14,671	千円	千円 13,100	千円	千円 1,571	千円	千円	千円 14,671	千円 14,671	千円	% 62.2
				補 正											
				補正後	14,671		13,100		1,571			14,671	14,671		0.8
			令和7年度 (2025年度)	補正前	8,915		7,900		1,015					8,915	37.8
				補 正	845,429		757,800	88,000	△371					845,429	
				補正後	854,344		765,700	88,000	644					854,344	47.6
			令和8年度 (2026年度)	補正前											
				補 正	796,756		712,800		83,956					796,756	
				補正後	796,756		712,800		83,956					796,756	44.3
			令和9年度 (2027年度)	補正前											
				補 正	131,255		118,100		13,155					131,255	
				補正後	131,255		118,100		13,155					131,255	7.3
			計	補正前	23,586		21,000		2,586			14,671	14,671	8,915	100.0
				補 正	1,773,440		1,588,700	88,000	96,740					1,773,440	
				補正後	1,797,026		1,609,700	88,000	99,326			14,671	14,671	1,782,355	100.0

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率	
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源			一般財源							
						国府支出金	地 方 債	そ の 他								
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園 整備事業 (継 続 費)	令和4年度 (2022年度)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
				補正前	19,248	6,416	12,800		32	19,248	19,248		19,248		9.6	
				補 正												
			令和5年度 (2023年度)	補正前	168,321		112,100		56,221		168,321		168,321		83.5	
				補 正						△27,662	27,662					
				補正後	168,321		112,100		56,221		140,659	27,662	168,321		84.7	
			令和6年度 (2024年度)	補正前	13,995		6,900		7,095			13,995	13,995		6.9	
				補 正	△2,795		△1,400		△1,395		△2,795	△2,795				
				補正後	11,200		5,500		5,700			11,200	11,200		5.6	
			計	補正前	201,564	6,416	131,800		63,348	19,248	187,569		187,569		100.0	
				補 正	△2,795		△1,400		△1,395		△27,662	24,867	△2,795			
				補正後	198,769	6,416	130,400		61,953	19,248	159,907	38,862	198,769		100.0	

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源			一般財源						
						国府支出金	地 方 債	そ の 他							
8 土木費	4 都市計画費	箕 面 船 場 阪大前駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 （ 継 続 費 ）	平成26年度 (2014年度)	補正前	千円 12, 204	千円 2, 800	千円	千円	千円 9, 404	千円 12, 204	千円 12, 204	千円	千円 12, 204	千円	% 0. 2
				補 正											
				補正後	12, 204	2, 800			9, 404	12, 204	12, 204		12, 204		0. 2
			平成27年度 (2015年度)	補正前	44, 516				44, 516	44, 516	44, 516		44, 516		0. 8
				補 正											
				補正後	44, 516				44, 516	44, 516	44, 516		44, 516		0. 8
			平成28年度 (2016年度)	補正前	1, 811, 627	942, 500	858, 000		11, 127	1, 811, 589	1, 811, 627		1, 811, 627		31. 8
				補 正							△38	38			
				補正後	1, 811, 627	942, 500	858, 000		11, 127	1, 811, 589	1, 811, 589	38	1, 811, 627		31. 8
			平成29年度 (2017年度)	補正前	610, 763	395, 266	193, 200		22, 297	428, 472	610, 763		610, 763		10. 8
				補 正							△182, 291	182, 291			
				補正後	610, 763	395, 266	193, 200		22, 297	428, 472	428, 472	182, 291	610, 763		10. 8
			平成30年度 (2018年度)	補正前	383, 108	18, 434	326, 500		38, 174	382, 905	383, 108		383, 108		6. 7
				補 正							△202	202			
				補正後	383, 108	18, 434	326, 500		38, 174	382, 905	382, 906	202	383, 108		6. 7
			令和元年度 (2019年度)	補正前	78, 406	39, 203	35, 200		4, 003	78, 406	78, 406		78, 406		1. 4
				補 正											
				補正後	78, 406	39, 203	35, 200		4, 003	78, 406	78, 406		78, 406		1. 4
			令和2年度 (2020年度)	補正前	23, 033	11, 516	10, 300		1, 217	23, 033	23, 033		23, 033		0. 4
				補 正											
				補正後	23, 033	11, 516	10, 300		1, 217	23, 033	23, 033		23, 033		0. 4
			令和3年度 (2021年度)	補正前	976, 125	172, 881	720, 800		82, 444	976, 121	976, 125		976, 125		17. 1
				補 正							△4	4			
				補正後	976, 125	172, 881	720, 800		82, 444	976, 121	976, 121	4	976, 125		17. 1

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率	
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源			一般財源							
						国府支出金	地 方 債	そ の 他								
8 土木費	4 都市計画費	箕面船場 阪大前駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 （ 継 続 費 ）	令和4年度 (2022年度)	補正前	400,866	241,644	151,500		7,722	117,578	400,866		400,866		7.0	
				補 正							△283,288	283,288				
				補正後	400,866	241,644	151,500		7,722	117,578	117,578	283,288	400,866		7.0	
			令和5年度 (2023年度)	補正前	1,328,461	181,618	969,000		177,843		1,328,461		1,328,461		23.3	
				補 正							△120,095	120,095				
				補正後	1,328,461	181,618	969,000		177,843		1,208,366	120,095	1,328,461		23.3	
			令和6年度 (2024年度)	補正前	29,481	14,740	13,200		1,541			29,481	29,481		0.5	
				補 正												
				補正後	29,481	14,740	13,200		1,541			29,481	29,481		0.5	
			令和7年度 (2025年度)	補正前												
				補 正												
				補正後												
			計	補正前	5,698,590	2,020,602	3,277,700		400,288	3,874,824	5,669,109	29,481	5,698,590		100.0	
				補 正								585,918				
				補正後	5,698,590	2,020,602	3,277,700		400,288	3,874,824	5,083,191	615,399	5,698,590		100.0	

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率	
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源			一般財源							
						国府支出金	地 方 債	そ の 他								
8 土木費	4 都市計画費	北 大 阪 急 行 線 延 伸 整 備 事 業 （ 継 続 費 ）	平成28年度 (2016年度)	補正前	千円 11,360,133	千円 5,918,102	千円 5,364,000	千円 78,031	千円	千円 11,360,133	千円 11,360,133	千円	千円 11,360,133	千円	% 15.3	
				補 正												
				補正後	11,360,133	5,918,102	5,364,000	78,031		11,360,133	11,360,133		11,360,133		15.5	
			平成29年度 (2017年度)	補正前	3,064,567	1,805,310	1,126,600	132,657		3,064,567	3,064,567		3,064,567		4.1	
				補 正												
				補正後	3,064,567	1,805,310	1,126,600	132,657		3,064,567	3,064,567		3,064,567		4.2	
			平成30年度 (2018年度)	補正前	9,073,546	6,516,461	2,292,400	264,685		9,073,546	9,073,546		9,073,546		12.2	
				補 正												
				補正後	9,073,546	6,516,461	2,292,400	264,685		9,073,546	9,073,546		9,073,546		12.4	
			令和元年度 (2019年度)	補正前	10,249,109	7,535,032		2,714,077		10,244,138	10,249,109		10,249,109		13.8	
				補 正							△4,755	4,755				
				補正後	10,249,109	7,535,032		2,714,077		10,244,138	10,244,354	4,755	10,249,109		14.0	
			令和2年度 (2020年度)	補正前	12,986,839	7,579,507	793,300	4,614,032		12,897,016	12,986,839		12,986,839		17.5	
				補 正							△51,989	51,989				
				補正後	12,986,839	7,579,507	793,300	4,614,032		12,897,016	12,934,850	51,989	12,986,839		17.7	
			令和3年度 (2021年度)	補正前	12,797,361	8,136,247		4,661,114		9,984,883	12,797,361		12,797,361		17.2	
				補 正							△222,998	222,998				
				補正後	12,797,361	8,136,247		4,661,114		9,984,883	12,574,363	222,998	12,797,361		17.5	
			令和4年度 (2022年度)	補正前	7,612,183	5,939,693		1,672,490		5,892,286	7,612,183		7,612,183		10.2	
				補 正							△1,689	1,689				
				補正後	7,612,183	5,939,693		1,672,490		5,892,286	7,610,494	1,689	7,612,183		10.4	
			令和5年度 (2023年度)	補正前	4,584,873	2,292,436		2,292,437			4,584,873		4,584,873		6.2	
				補 正							△928,297	928,297				
				補正後	4,584,873	2,292,436		2,292,437			3,656,576	928,297	4,584,873		6.2	

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率	
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源			一般財源							
						国府支出金	地 方 債	そ の 他								
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸整備事業 （ 継 続 費 ）	令和6年度 (2024年度)	補正前	2,563,560	1,281,780		1,281,780				2,563,560	2,563,560		3.5	
				補 正	△1,053,328	△1,053,328					△1,053,328	△1,053,328				
				補正後	1,510,232	228,452		1,281,780			1,510,232	1,510,232		2.1		
			令和7年度 (2025年度)	補正前												
				補 正												
				補正後												
			計	補正前	74,292,171	47,004,568	9,576,300	17,711,303		62,516,569	71,728,611	2,563,560	74,292,171		100.0	
				補 正	△1,053,328	△1,053,328					△1,209,728	156,400	△1,053,328			
				補正後	73,238,843	45,951,240	9,576,300	17,711,303		62,516,569	70,518,883	2,719,960	73,238,843		100.0	

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源						
						特 定 財 源									
						国府支出金	地 方 債	そ の 他							
9 消防費	1 消 防 費	消 防 拠 点 整 備 事 業 (継 続 費)	令和5年度 (2023年度)	補正前	千円 182,146	千円	千円 182,100	千円 46	千円	千円 130,000	千円 52,146	千円 182,146	千円	% 6.1	
				補 正					△101,972	101,972					
				補正後	182,146		182,100	46	28,028	154,118	182,146		5.6		
			令和6年度 (2024年度)	補正前	2,459,526		2,449,500	10,000	26			2,459,526	2,459,526		82.9
				補 正											
				補正後	2,459,526		2,449,500	10,000	26		2,459,526	2,459,526		75.0	
			令和7年度 (2025年度)	補正前	325,000		325,000							325,000	11.0
				補 正	310,459		307,800		2,659					310,459	
				補正後	635,459		632,800		2,659				635,459	19.4	
			計	補正前	2,966,672		2,956,600	10,000	72		130,000	2,511,672	2,641,672	325,000	100.0
				補 正	310,459		307,800		2,659		△101,972	101,972		310,459	
				補正後	3,277,131		3,264,400	10,000	2,731		28,028	2,613,644	2,641,672	635,459	100.0

繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 12 安全都市推進費

(事業名) 市内公共交通整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
8 旅 費	普 通 旅 費	千円 29	千円	千円	市内公共交通整備事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
	特 別 旅 費	228			
10 需 用 費	光 熱 水 費	76			
18 負担金補助 及び交付金	負 担 金	71,638			
	補 助 金	87,467		11,077	
計		159,438		11,077	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 15 防災対策費

(事業名) 地域防災力集中強化事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由	
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの			
			補 正 前	補 正 後		
10 需 用 費	消 耗 品 費	千円 89,552	千円	千円 79,994	地域防災力集中強化事業 において、国庫支出金が措 置されたことに伴い、必要 経費を翌年度において使用 するため。	
	燃 料 費	105				
	印 刷 製 本 費	1,496				
	修 繕 料	405				
11 役 務 費	通 信 運 搬 費	605				
	手 数 料	3				
	筆 耕 翻 訳 料	106				
	自 動 車 損 害 料 保 険	6				
12 委 託 料	委 託 料	4,034				

18 負担金補助 及び交付金	負 担 金	135			
26 公 課 費	公 課 費	17			
計		96,464		79,994	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 15 防災対策費

(事業名) 水防整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
14 工事請負費	工 事 請 負 費	千円 15,000	千円	千円 15,000	水防整備事業において、 関係者との協議に日時を要 したことに伴い、必要経費 を翌年度において使用する ため。
計		15,000		15,000	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 26 市民文化ホール費

(事業名) 市民文化ホール管理運営事業(臨時)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	市民文化ホール管理運営 事業（臨時）において、事 業の完了が翌年度となるこ とに伴い、必要経費を翌年 度において使用するため。
10 需 用 費	修 繕 料	1,284			
14 工事請負費	工 事 請 負 費	8,255		8,255	
計		9,539		8,255	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 8 障害福祉費

(事業名) 障害者通所施設（中部地域）整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
10 需 用 費	消 耗 品 費	千円 5,564	千円	千円 5,564	障害者通所施設（中部地域）整備事業において、事業の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委 託 料	委 託 料	29,214		29,214	
14 工事請負費	工 事 請 負 費	1,012,910		758,510	
17 備品購入費	庁 用 器 具 費	25,807		25,807	
18 負担金補助及び交付金	負 担 金	1,859		1,859	
計		1,075,354		820,954	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 10 障害者自立支援センター費

(事業名) 障害者自立支援センター再整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
12 委 託 料	委 託 料	千円 80, 067	千円	千円 77, 526	障害者自立支援センター 再整備事業において、関係 者との協議に日時を要した ことに伴い、必要経費を翌 年度において使用するため。
計		80, 067		77, 526	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 16 エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付費

(事業名) エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業 (非課税世帯)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
3 職員手当等	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	千円 224	千円	千円 201	エネルギー・食料品等物 価高騰緊急支援給付金交付 事業（非課税世帯）におい て、事業の完了が翌年度と なることに伴い、必要経費 を翌年度において使用する ため。
10 需 用 費	消 耗 品 費	100		44	
	印 刷 製 本 費	5,082		4,181	
11 役 務 費	通 信 運 搬 費	4,920		4,920	
	手 数 料	2,000		2,000	
12 委 託 料	委 託 料	27,636		27,636	
13 使用料及び 賃 借 料	使 用 料	4,722		399	
18 負担金補助 及び交付金	交 付 金	590,000		265,830	
計		634,684		305,211	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(目) 4 母子保健推進費

(事業名) 出産・子育て応援事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
1 報 酬	会 計 年 度 任 用 職 員 報 酬	千円 6,354	千円	千円	出産・子育て応援事業に おいて、国庫支出金が措置 されたことに伴い、必要経 費を翌年度において使用す るため。
8 旅 費	費 用 弁 償	537			
11 役 務 費	通 信 運 搬 費	101			
12 委 託 料	委 託 料	642		642	
18 負担金補助 及び交付金	交 付 金	87,300			
計		94,934		642	

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(目) 1 林業総務費

(事業名) 森林環境整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	森林環境整備事業において、事業の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委 託 料	委 託 料	10,000		10,000	
14 工事請負費	工 事 請 負 費	4,000			
計		14,000		10,000	

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(目) 2 商工業振興費

(事業名) 大阪・関西万博推進事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
8 旅 費	普 通 旅 費	千円 35	千円	千円	大阪・関西万博推進事業 において、事業の完了が翌 年度となることに伴い、必 要経費を翌年度において使 用するため。
	特 別 旅 費	42			
10 需 要 費	消 耗 品 費	721			
	印 刷 製 本 費	235			
11 役 務 費	広 告 料	308			
12 委 託 料	委 託 料	27,016		2,022	
13 使用料及び 賃 借 料	使 用 料	8			
18 負担金補助 及び交付金	負 担 金	2,570			
計		30,935		2,022	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(目) 2 道路維持・交通安全施設整備事業費

(事業名) 道路安全対策事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
12 委 託 料	委 託 料	千円 37,017	千円	千円 919	道路安全対策事業において、関係者との協議に時間を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
14 工事請負費	工 事 請 負 費	89,288		24,495	
計		126,305		25,414	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(目) 2 道路維持・交通安全施設整備事業費

(事業名) 箕面今宮線道路安全対策事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	箕面今宮線道路安全対策 事業において、関係者との 協議に日時を要したことに 伴い、必要経費を翌年度に おいて使用するため。
12 委 託 料	委 託 料	1,419			
14 工事請負費	工 事 請 負 費	11,681		11,681	
計		13,100		11,681	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(目) 2 道路維持・交通安全施設整備事業費

(事業名) 箕面今宮線用地取得事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
11 役 務 費	手 数 料	千円 1	千円	千円	箕面今宮線用地取得事業 において、関係者との協議 に日時を要したことに伴い、 必要経費を翌年度において 使用するため、
12 委 託 料	委 託 料	1,742		482	
16 公 有 財 産 購 入 費	土 地 購 入 費	1,618			
21 補 償 補 填 及び賠償金	補 償 金	153			
計		3,514		482	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 2 公園維持費

(事業名) 公園リニューアル事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
11 役 務 費	手 数 料	千円 109	千円	千円	公園リニューアル事業において、事業の完了が翌年となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委 託 料	委 託 料	3,081			
14 工事請負費	工 事 請 負 費	136,587		136,587	
計		139,777		136,587	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 6 街路事業費

(事業名) 都市計画道路整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
12 委 託 料	委 託 料	千円 110,020	千円	千円 80,430	都市計画道路整備事業に おいて、関係者との協議に 日時を要したことに伴い、 必要経費を翌年度において 使用するため。
14 工事請負費	工 事 請 負 費	658,070		331,058	
計		768,090		411,488	

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

(目) 4 生涯学習センター費

(事業名) 生涯学習センター管理運営事業（臨時）

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
10 需 用 費	修 繕 料	千円 3,982	千円	千円	生涯学習センター管理運営事業（臨時）において、事業の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委 託 料	委 託 料	17,032		8,700	
14 工事請負費	工 事 請 負 費	52,489		52,489	
計		73,503		61,189	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国府支出金	地方債	その他	
コミュニティセンター管理運営事業	補正前	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			令和6年度 (2024年度) か ら 令和16年度 (2034年度)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。				指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
	補正後	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			令和6年度 (2024年度) か ら 令和16年度 (2034年度)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。				指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
障害者自立支援センター管理運営事業	補正前									
	補 正	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			令和6年度 (2024年度) か ら 令和9年度 (2027年度)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。				指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
	補正後	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			令和6年度 (2024年度) か ら 令和9年度 (2027年度)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。				指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と市が認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	31,997,145	31,070,246	(1,624,000) 7,352,500	1,899,030	38,147,716
	補 正			△ 350,100		△ 350,100
	補正後	31,997,145	31,070,246	(1,624,000) 7,002,400	1,899,030	37,797,616
(1) 社会福祉・厚生文化	補正前	465,777	876,037	(44,700) 1,677,500	103,815	2,494,422
	補 正			7,900		7,900
	補正後	465,777	876,037	(44,700) 1,685,400	103,815	2,502,322
(3) 道 路 ・ 街 路	補正前	3,147,256	3,381,287	(426,100) 1,218,300	273,809	4,751,878
	補 正			△ 546,800		△ 546,800
	補正後	3,147,256	3,381,287	(426,100) 671,500	273,809	4,205,078
(7) 消 防 施 設	補正前	569,738	782,324	(51,900) 2,963,000	97,780	3,699,444
	補 正			100		100
	補正後	569,738	782,324	(51,900) 2,963,100	97,780	3,699,544
(11) 社会教育・スポーツ	補正前	346,653	507,574	702,800	29,994	1,180,380
	補 正			2,700		2,700
	補正後	346,653	507,574	705,500	29,994	1,183,080
(12) そ の 他	補正前	16,426,508	14,591,464	(1,079,900) 632,400	651,380	15,652,384
	補 正			186,000		186,000
	補正後	16,426,508	14,591,464	(1,079,900) 818,400	651,380	15,838,384

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
3 そ の 他	補正前	14,985,264	13,726,732	350,000	1,414,305	12,662,427
	補 正			△ 259,379	356	△ 259,735
	補正後	14,985,264	13,726,732	90,621	1,414,661	12,402,692
(3) 臨時財政対策債	補正前	14,729,590	13,546,740	350,000	1,355,179	12,541,561
	補 正			△ 259,379	356	△ 259,735
	補正後	14,729,590	13,546,740	90,621	1,355,535	12,281,826
合 計	補正前	47,275,446	45,039,374	(1,624,000) 7,702,500	3,363,998	51,001,876
	補 正			△ 609,479	356	△ 609,835
	補正後	47,275,446	45,039,374	(1,624,000) 7,093,021	3,364,354	50,392,041

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第 4 0 号議案

令和 6 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）

令和 6 年度箕面市の特別会計公共用地先行取得事業費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,362,421 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 6,739,042 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 13,420	千円 4,362,421	千円 4,375,841
	1 他 会 計 繰 入 金	13,420	4,362,421	4,375,841
歳 入 合 計		2,376,621	4,362,421	6,739,042

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		千円 719,121	千円 4,362,421	千円 5,081,542
	1 公 債 費	719,121	4,362,421	5,081,542
歳 出 合 計		2,376,621	4,362,421	6,739,042

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財産収入	623,900	0	623,900
2 繰入金	13,420	4,362,421	4,375,841
3 繰越金	1	0	1
4 市債	1,739,300	0	1,739,300
歳入合計	2,376,621	4,362,421	6,739,042

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 土地取得費	1,657,500	0	1,657,500
2 公債費	719,121	4,362,421	5,081,542
歳出合計	2,376,621	4,362,421	6,739,042

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	4,362,421
0	0	0	4,362,421

2 歳 入
(款) 2 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
2	繰	入 金	千円 13,420	千円 4,362,421	千円 4,375,841
		1 他 会 計 繰 入 金	13,420	4,362,421	4,375,841
		1 一 般 会 計 繰 入 金	13,420	4,362,421	4,375,841

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 一 般 会 計 繰 入 金	4,362,421	1 一般会計繰入金 4,362,421 補正後 4,375,841,000円－補正前 13,420,000円

(款) 2 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出
(款) 2 公債費
(項) 1 公債費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2 公 債 費			千円 719,121	千円 4,362,421	千円 5,081,542	千円 一般財源 4,362,421
1 公 債 費			719,121	4,362,421	5,081,542	一般財源 4,362,421
1 元 金			705,800	4,362,000	5,067,800	一般財源 4,362,000
2 利 子			13,321	382	13,703	一般財源 382
3 公 債 諸 費			0	39	39	一般財源 39

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	4,362,000	50 公債費繰上償還事業【地域活性化室】 4,362,000
		22 償還金利子及び割引料 4,362,000
		1 償 還 金 4,362,000
		市中銀行 4,362,000
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	382	1 公債費利子償還事業【地域活性化室】 382
		22 償還金利子及び割引料 382
		2 利子及び割引料 382
		市中銀行 382
11 役 務 費	39	50 公債費繰上償還事務事業【地域活性化室】 39
		11 役 務 費 39
		3 手 数 料 39

(款) 2 公債費
(項) 1 公債費

第 4 1 号議案

令和 6 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号）

令和 6 年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,242 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 14,360,501 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 府 支 出 金		千円 9,713,361	千円 700	千円 9,714,061
	1 府 補 助 金	9,713,360	700	9,714,060
4 財 産 収 入		1	1,578	1,579
	1 財 産 運 用 収 入	1	1,578	1,579
5 繰 入 金		1,399,697	18,594	1,418,291
	1 他 会 計 繰 入 金	1,399,697	18,594	1,418,291
7 諸 収 入		25,107	207	25,314
	3 市 預 金 利 子	1	207	208
8 国 庫 支 出 金		8,250	163	8,413
	1 国 庫 補 助 金	8,250	163	8,413
歳 入 合 計		14,339,259	21,242	14,360,501

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		千円 9,444,046	千円 700	千円 9,444,746
	6 精神・結核医療給付費	18,365	700	19,065
5 保 健 事 業 費		156,159	△29,032	127,127
	2 特定健康診査等事業費	118,285	△29,032	89,253
6 基 金 積 立 金		33,105	1,579	34,684
	1 基 金 積 立 金	33,105	1,579	34,684
8 予 備 費		5,000	47,995	52,995
	1 予 備 費	5,000	47,995	52,995
歳 出 合 計		14,339,259	21,242	14,360,501

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,148,899	0	3,148,899
2 使用料及び手数料	1,728	0	1,728
3 府支出金	9,713,361	700	9,714,061
4 財産収入	1	1,578	1,579
5 繰入金	1,399,697	18,594	1,418,291
6 繰越金	42,216	0	42,216
7 諸収入	25,107	207	25,314
8 国庫支出金	8,250	163	8,413
歳入合計	14,339,259	21,242	14,360,501

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	236,891	0	236,891
2 保険給付費	9,444,046	700	9,444,746
3 国民健康保険金	4,410,663	0	4,410,663
4 共同事業拠出金	1	0	1
5 保健事業費	156,159	△29,032	127,127
6 基金積立金	33,105	1,579	34,684
7 諸支出金	53,394	0	53,394
8 予備費	5,000	47,995	52,995
歳出合計	14,339,259	21,242	14,360,501

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
700	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	△29,032
0	0	1,578	1
0	0	0	0
0	0	0	47,995
700	0	1,578	18,964

2 歳 入
(款) 3 府支出金
(項) 1 府補助金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
3	府 支 出 金		千円 9,713,361	千円 700	千円 9,714,061
	1	府 補 助 金	9,713,360	700	9,714,060
		1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	9,700,490	700	9,701,190
4	財 産 収 入		1	1,578	1,579
	1	財 産 運 用 収 入	1	1,578	1,579
		1 利 子 及 び 配 当 金	1	1,578	1,579
5	繰 入 金		1,399,697	18,594	1,418,291
	1	他 会 計 繰 入 金	1,399,697	18,594	1,418,291
		1 一 般 会 計 繰 入 金	1,399,697	18,594	1,418,291
7	諸 収 入		25,107	207	25,314
	3	市 預 金 利 子	1	207	208
		1 市 預 金 利 子	1	207	208
8	国 庫 支 出 金		8,250	163	8,413
	1	国 庫 補 助 金	8,250	163	8,413
		5 社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 シ ス テ ム 整 備 費 等 補 助 金	8,250	163	8,413

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 普 通 交 付 金	700	1 普通交付金 700 補正後 9,579,123,000円－補正前 9,578,423,000円
1 国民健康保険 財政調整基金 運 用 収 入	1,578	1 国民健康保険財政調整基金運用収入 1,578 補正後 1,579,000円－補正前 1,000円
1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (保険料軽減分)	△4,055	1 保険料軽減繰入金 △4,055 補正後 597,931,000円－補正前 601,986,000円
2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (保険者支援分)	△3,618	1 保険者支援繰入金 △3,618 補正後 297,867,000円－補正前 301,485,000円
3 未 就 学 児 均 等 割 保 険 料 繰 入 金	546	1 未就学児均等割保険料繰入金 546 補正後 7,897,000円－補正前 7,351,000円
6 財 政 安 定 化 支 援 事 業 繰 入 金	26,943	1 財政安定化支援事業繰入金 26,943 補正後 253,845,000円－補正前 226,902,000円
7 そ の 他 一般会計繰入金	△547	1 その他一般会計繰入金 △547 補正後 11,868,000円－補正前 12,415,000円
8 産 前 産 後 保 険 料 繰 入 金	△675	1 産前産後保険料繰入金 △675 補正後 3,094,000円－補正前 3,769,000円
1 市 預 金 利 子	207	1 金融機関預金利子 207 補正後 208,000円－補正前 1,000円
1 社会保険・税番号制度 システム整備費等 補 助 金	163	1 社会保険・税番号制度システム整備費等補助金 163 補正後 8,413,000円－補正前 8,250,000円

(款) 8 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

3 歳 出
(款) 2 保険給付費
(項) 6 精神・結核医療給付費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	保 險 給 付 費		千円 9,444,046	千円 700	千円 9,444,746	千円 府支出金 700
		6 精神・結核医療給付費	18,365	700	19,065	府支出金 700
		1 精神・結核医療給付金	18,365	700	19,065	府支出金 700
5	保 健 事 業 費		156,159	△29,032	127,127	一般財源 △29,032
		2 特定健康診査等事業費	118,285	△29,032	89,253	一般財源 △29,032
		1 特定健康診査等事業費	118,285	△29,032	89,253	一般財源 △29,032
6	基 金 積 立 金		33,105	1,579	34,684	財産収入 1,578 一般財源 1
		1 基 金 積 立 金	33,105	1,579	34,684	財産収入 1,578 一般財源 1
		1 国民健康保険事業財政調整基金積立金	33,105	1,579	34,684	財産収入 1,578 一般財源 1
8	予 備 費		5,000	47,995	52,995	一般財源 47,995
		1 予 備 費	5,000	47,995	52,995	一般財源 47,995
		1 予 備 費	5,000	47,995	52,995	一般財源 47,995

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
18 負担金補助及び交付金	700	24 精神・結核医療給付金【国民健康保険室】 700
		18 負担金補助及び交付金 700
		1 負担金 700 精神・結核医療給付金 700
12 委託料	△29,032	39 生活習慣病健診実施事業（特定健康診査受診管理） △28,232
		【国民健康保険室】 12 委託料 △28,232
		1 委託料 △28,232 特定健康診査委託 △25,812 受診勧奨業務委託 △2,420
		40 生活習慣病健診実施事業（特定保健指導）【地域保健室】 △800
		12 委託料 △800
		1 委託料 △800 特定保健指導委託他 △800
24 積立金	1,579	50 国民健康保険事業財政調整基金積立事業【国民健康保険室】 1,579
		24 積立金 1,579
		17 国民健康保険事業財政調整基金積立金 1,579

(款) 8 予備費
(項) 1 予備費

第 4 2 号議案

令和 6 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 4 号）

令和 6 年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 545,958 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 12,121,943 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 2,540,689	千円 △1,671	千円 2,539,018
	1 介 護 保 険 料	2,540,689	△1,671	2,539,018
3 国 庫 支 出 金		2,476,659	32,285	2,508,944
	1 国 庫 負 担 金	1,968,849	31,099	1,999,948
	2 国 庫 補 助 金	507,810	1,186	508,996
4 支 払 基 金 交 付 金		3,018,182	77,967	3,096,149
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,018,182	77,967	3,096,149
5 府 支 出 金		1,567,834	36,282	1,604,116
	1 府 負 担 金	1,500,337	36,282	1,536,619
6 財 産 収 入		1	2,438	2,439
	1 財 産 運 用 収 入	1	2,438	2,439
7 繰 入 金		1,962,942	66,528	2,029,470
	1 他 会 計 繰 入 金	1,804,930	6,219	1,811,149
	2 基 金 繰 入 金	158,012	60,309	218,321
8 繰 越 金		1	331,198	331,199
	1 繰 越 金	1	331,198	331,199
9 諸 収 入		9,422	931	10,353
	2 市 預 金 利 子	1	931	932
歳 入 合 計		11,575,985	545,958	12,121,943

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 292,655	千円 △20,694	千円 271,961
	1 総 務 管 理 費	207,832	△14,418	193,414
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	77,280	△6,276	71,004
2 保 険 給 付 費		10,674,423	207,329	10,881,752
	1 介 護 サービス等諸費	9,788,259	207,329	9,995,588
4 基 金 積 立 金		1	221,946	221,947
	1 基 金 積 立 金	1	221,946	221,947
5 諸 支 出 金		91,571	137,377	228,948
	1 償還金及び還付加算金	3,031	132,368	135,399
	2 繰 出 金	88,540	5,009	93,549
歳 出 合 計		11,575,985	545,958	12,121,943

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 4 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,540,689	△1,671	2,539,018
2 使用料及び手数料	255	0	255
3 国庫支出金	2,476,659	32,285	2,508,944
4 支払基金交付金	3,018,182	77,967	3,096,149
5 府支出金	1,567,834	36,282	1,604,116
6 財産収入	1	2,438	2,439
7 繰入金	1,962,942	66,528	2,029,470
8 繰越金	1	331,198	331,199
9 諸収入	9,422	931	10,353
歳入合計	11,575,985	545,958	12,121,943

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	292,655	△20,694	271,961
2 保険給付費	10,674,423	207,329	10,881,752
3 地域支援事業費	515,335	0	515,335
4 基金積立金	1	221,946	221,947
5 諸支出金	91,571	137,377	228,948
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	11,575,985	545,958	12,121,943

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△20,694
67,381	0	116,287	23,661
0	0	0	0
0	0	21,968	199,978
295	0	2,459	134,623
0	0	0	0
67,676	0	140,714	337,568

2 歳 入
(款) 1 保険料
(項) 1 介護保険料

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
1 保 險 料			千円 2,540,689	千円 △1,671	千円 2,539,018
	1 介 護 保 險 料		2,540,689	△1,671	2,539,018
		1 第 一 号 被 保 險 者 保 險 料	2,540,689	△1,671	2,539,018
3 国 庫 支 出 金			2,476,659	32,285	2,508,944
	1 国 庫 負 担 金		1,968,849	31,099	1,999,948
		1 介 護 給 付 費 等 負 担 金	1,968,849	31,099	1,999,948
	2 国 庫 補 助 金		507,810	1,186	508,996
		1 調 整 交 付 金	362,022	295	362,317
		5 介 護 保 險 事 業 費 補 助 金	0	891	891
4 支 払 基 金 交 付 金			3,018,182	77,967	3,096,149
	1 支 払 基 金 交 付 金		3,018,182	77,967	3,096,149
		1 介 護 給 付 費 交 付 金	2,882,094	75,508	2,957,602
		2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	136,088	2,459	138,547
5 府 支 出 金			1,567,834	36,282	1,604,116
	1 府 負 担 金		1,500,337	36,282	1,536,619
		1 介 護 給 付 費 等 負 担 金	1,500,337	36,282	1,536,619
6 財 産 収 入			1	2,438	2,439
	1 財 産 運 用 収 入		1	2,438	2,439
		1 基 金 収 益 金	1	2,438	2,439
7 繰 入 金			1,962,942	66,528	2,029,470

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 現 年 度 分	△1,671	1 特別徴収保険料 △1,504 補正後 2,354,241,000円－補正前 2,355,745,000円 2 普通徴収保険料 △167 補正後 179,777,000円－補正前 179,944,000円
1 現 年 度 分	31,099	1 現年度分 31,099 補正後 1,999,947,000円－補正前 1,968,848,000円
1 現 年 度 分	295	1 現年度分 295 補正後 362,317,000円－補正前 362,022,000円
1 介護保険事業費補助金	891	1 介護保険事業費補助金 891 1,782×1／2＝891
1 現 年 度 分	55,978	1 現年度分 55,978 補正後 2,938,071,000円－補正前 2,882,093,000円
2 過 年 度 分	19,530	1 過年度分 19,530 補正後 19,531,000円－補正前 1,000円
1 現 年 度 分	2,459	1 現年度分 2,459 補正後 138,547,000円－補正前 136,088,000円
1 現 年 度 分	36,282	1 現年度分 36,282 補正後 1,536,618,000円－補正前 1,500,336,000円
1 介護保険給付費準備基金運用収入	2,438	1 介護保険給付費準備基金運用収入 2,438 補正後 2,439,000円－補正前 1,000円

(款) 7 繰入金
(項)

(款) 7 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
7	1	他 会 計 繰 入 金	千円 1,804,930	千円 6,219	千円 1,811,149
		1 一 般 会 計 繰 入 金	1,804,930	6,219	1,811,149
	2	基 金 繰 入 金	158,012	60,309	218,321
		1 介護保険給付費準備基金繰入金	158,012	60,309	218,321
8	繰 越 金		1	331,198	331,199
	1	繰 越 金	1	331,198	331,199
		1 前 年 度 繰 越 金	1	331,198	331,199
9	諸 収 入		9,422	931	10,353
	2	市 預 金 利 子	1	931	932
		1 市 預 金 利 子	1	931	932

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1	介護給付費繰入金	25,916
3	職員給与費等繰入金	△21,585
4	低所得者保険料軽減繰入金	1,888
1	介護保険給付費準備基金繰入金	60,309
1	前年度繰越金	331,198
1	市預金利子	931

(款) 9 諸収入
(項) 2 市預金利子

3 歳 出
(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目					
1	総 務 費		千円 292,655	千円 △20,694	千円 271,961	千円 一般財源	千円 △20,694
	1	総 務 管 理 費	207,832	△14,418	193,414	一般財源	△14,418
		1 一 般 管 理 費	207,832	△14,418	193,414	一般財源	△14,418
	3	介 護 認 定 審 査 会 費	77,280	△6,276	71,004	一般財源	△6,276
		1 介 護 認 定 審 査 会 費	50,649	△4,727	45,922	一般財源	△4,727
		2 認 定 調 査 等 費	26,631	△1,549	25,082	一般財源	△1,549
	2	保 険 給 付 費	10,674,423	207,329	10,881,752	国庫支出金	31,099
						支払基金交付金	55,978
						府支出金	36,282
						繰入金	60,309
						一般財源	23,661
		1 介 護 サービス等諸費	9,788,259	207,329	9,995,588	国庫支出金	31,099
						支払基金交付金	55,978
						府支出金	36,282
						繰入金	60,309
						一般財源	23,661
		5 施 設 介 護 サービス給付費	2,329,534	207,329	2,536,863	国庫支出金	31,099
4	基 金 積 立 金		1	221,946	221,947	支払基金交付金	19,530
						財産収入	2,438
						一般財源	199,978
		1 基 金 積 立 金	1	221,946	221,947	支払基金交付金	19,530
						財産収入	2,438
						一般財源	199,978
						支払基金交付金	19,530
						財産収入	2,438
						一般財源	199,978
	5	諸 支 出 金	91,571	137,377	228,948	国庫支出金	295
						支払基金交付金	2,459

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
12	委 託 料	64 介護保険システム改修事業【介護・医療・年金室】 △14,418
		12 委 託 料 △14,418
		1 委 託 料 △14,418
		システム改修委託 △14,418
1	報 酬	10 介護認定審査会事業【高齢福祉室】 △4,727
11	役 務 費	1 報 酬 △1,170
		3 非常勤職員報酬 △1,170
		介護認定審査会委員 △1,170
		11 役 務 費 △3,557
12	委 託 料	3 手 数 料 △3,557
		11 認定調査事業【高齢福祉室】 △1,549
		12 委 託 料 △1,549
		1 委 託 料 △1,549
		要介護認定調査業務委託 △1,549
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	23 保険給付事業（施設介護サービス給付費）【介護・医療・年金室】 207,329
		18 負担金補助及び交付金 207,329
		1 負 担 金 207,329
		施設介護サービス給付費 207,329
24	積 立 金	50 介護保険給付費準備基金積立事業【介護・医療・年金室】 221,946
		24 積 立 金 221,946
		16 介護保険給付費準備基金積立金 221,946

(款) 5 諸支出金
(項)

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
5			千円	千円	千円	千円
						一般財源 134,623
1 償還金及び還付加算金			3,031	132,368	135,399	一般財源 132,368
2 償 還 金			1	132,368	132,369	一般財源 132,368
2 繰 出 金			88,540	5,009	93,549	国庫支出金 295 支払基金交付金 2,459 一般財源 2,255
1 他 会 計 繰 出 金			88,540	5,009	93,549	国庫支出金 295 支払基金交付金 2,459 一般財源 2,255

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	132,368	54 諸支出金事業（償還金）【介護・医療・年金室】 132,368
		22 償還金利子及び割引料 132,368
		1 償 還 金 132,368
		国費等返還金 132,368
27 繰 出 金	5,009	70 一般会計繰出金【地域包括ケア室】 5,009
		27 繰 出 金 5,009
		2 一般会計繰出金 5,009

(款) 5 諸支出金
(項) 2 繰出金

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	長 等									
	議 員									
	その他の 特 別 職	44	15,512					15,512	15,512	
	計	44	15,512					15,512	15,512	
補正前	長 等									
	議 員									
	その他の 特 別 職	44	16,682					16,682	16,682	
	計	44	16,682					16,682	16,682	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特 別 職		△ 1,170					△ 1,170	△ 1,170	
	計		△ 1,170					△ 1,170	△ 1,170	

第 4 3 号議案

令和 6 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）

令和 6 年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 95,261 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 3,437,913 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 441,793	千円 △1,561	千円 440,232
	1 他 会 計 繰 入 金	441,793	△1,561	440,232
4 繰 越 金		1	96,666	96,667
	1 繰 越 金	1	96,666	96,667
5 諸 収 入		3,603	156	3,759
	3 市 預 金 利 子	1	156	157
歳 入 合 計		3,342,652	95,261	3,437,913

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 41,042	千円 △1,405	千円 39,637
	1 総 務 管 理 費	22,452	△1,405	21,047
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3,297,510	96,666	3,394,176
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,297,510	96,666	3,394,176
歳 出 合 計		3,342,652	95,261	3,437,913

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	2, 897, 137	0	2, 897, 137
2 使 用 料 及 び 手 数 料	118	0	118
3 繰 入 金	441, 793	△1, 561	440, 232
4 繰 越 金	1	96, 666	96, 667
5 諸 収 入	3, 603	156	3, 759
歳 入 合 計	3, 342, 652	95, 261	3, 437, 913

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	41,042	△1,405	39,637
2 後期高齢者医療金	3,297,510	96,666	3,394,176
3 諸支出金	3,600	0	3,600
4 予備費	500	0	500
歳出合計	3,342,652	95,261	3,437,913

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△1,405
0	0	0	96,666
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	95,261

2 歳 入
(款) 3 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
3	繰 入 金		千円 441,793	千円 △1,561	千円 440,232
	1	他 会 計 繰 入 金	441,793	△1,561	440,232
		1 一 般 会 計 繰 入 金	441,793	△1,561	440,232
4	繰 越 金		1	96,666	96,667
	1	繰 越 金	1	96,666	96,667
		1 前 年 度 繰 越 金	1	96,666	96,667
5	諸 収 入		3,603	156	3,759
	3	市 預 金 利 子	1	156	157
		1 市 預 金 利 子	1	156	157

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 職員給与費等繰入金	△1,561	1 職員給与費等繰入金 補正後 39,860,000円－補正前 41,421,000円 △1,561
1 前年度繰越金	96,666	1 前年度繰越金 補正後 96,667,000円－補正前 1,000円 96,666
1 市預金利子	156	1 金融機関預金利子 補正後 157,000円－補正前 1,000円 156

(款) 5 諸収入
(項) 3 市預金利子

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 3		10,420	7,042	17,462	3,454	20,916	
補正前	() 3		10,883	7,557	18,440	3,881	22,321	
比 較	()		△ 463	△ 515	△ 978	△ 427	△ 1,405	
職員手当 の 内 訳								
		区 分	管 理 職 手 当 (千円)		地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	
		補 正 後	1,080		1,309	96	198	
		補 正 前	1,080		1,436	96	198	
		比 較			△ 127			
		区 分	期 末 勤 勉 手 当 (千円)					
		補 正 後	4,359					
		補 正 前	4,747					
		比 較	△ 388					

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 463	1 その他の減分	△ 463	所属会計変更等に係る減分 △ 463 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 (その他) (計) 職 員 数 補正後 3()人 ()人 3()人 補正前 3()人 ()人 3()人 比 較 ()人 ()人 ()人
職員手当	△ 515	1 その他の減分	△ 515		地域手当 △ 127 千円 期末勤勉手当 △ 388 千円

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

第44号議案

令和6年度箕面市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度箕面市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	12,846,143 千円	△286,651 千円	12,559,492 千円
第2項	医業外収益	3,906,108 千円	△286,651 千円	3,619,457 千円
支 出				
第1款	病院事業費用	12,033,668 千円	△103,400 千円	11,930,268 千円
第1項	医業費用	11,723,812 千円	△103,400 千円	11,620,412 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	7,042,347 千円	△6,481,847 千円	560,500 千円
第1項	企業債	7,011,500 千円	△6,548,300 千円	463,200 千円
第3項	負担金	30,846 千円	△20,946 千円	9,900 千円
第4項	国庫補助金		87,399 千円	87,399 千円
支 出				
第1款	資本的支出	7,509,138 千円	△6,351,582 千円	1,157,556 千円
第1項	建設改良費	7,212,008 千円	△6,351,582 千円	860,426 千円

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目 的	補正 区分	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法				
					資金 区分	償還 期限	据置 期間	償還の 方 法	その他
医 療 機 器 整 備 事 業	補正前	487,700	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年 4% 以内	政 府 地方公共 団体金融 機構他	5年 以内	1年 以内	半年賦 又は 年 賦 元利均等 又は 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融資条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。
	補 正	△24,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	463,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
新市立病院 整備事業	補正前	6,523,800	同上	同上	同上	30年 以内	5年 以内	同上	同上
	補 正	△6,523,800							
	補正後	0							
合計	補正前	7,011,500							
	補 正	△6,548,300							
	補正後	463,200							

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,128,876 千円	△107,405 千円	7,021,471 千円
医 業 費 用	7,121,345 千円	△107,405 千円	7,013,940 千円

第6条 予算第11条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	新市立病院 整備CM業務 委託事業	千円 94,600	令和5年度	千円 26,607	千円 139,285	令和5年度	千円 26,607
				令和6年度	35,475		令和6年度	25,118
				令和7年度	32,518		令和7年度	4,840
							令和8年度	25,520
							令和9年度	57,200
		新市立病院 整備事業	千円 42,909,035	令和6年度	千円 30,800	千円 1,651,519	令和6年度	千円 9,900
				令和7年度	15,533,752		令和7年度	28,600
				令和8年度	8,243,544		令和8年度	659,978
				令和9年度	9,547,992		令和9年度	883,741
				令和10年度	9,552,947		令和10年度	69,300

令和7年2月27日提出

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

令和6年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第2号)

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 12,846,143	千円 △ 286,651	千円 12,559,492	
	2 医業外収益		3,906,108	△ 286,651	3,619,457	
		7 他会計補助金	3,566,496	△ 286,651	3,279,845	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 12,033,668	千円 △ 103,400	千円 11,930,268	
	1 医業費用		11,723,812	△ 103,400	11,620,412	
		1 給与費	7,121,345	△ 107,405	7,013,940	
		3 経費	1,809,811	4,005	1,813,816	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			千円	千円	千円	
			7,042,347	△ 6,481,847	560,500	
	1 企業債		7,011,500	△ 6,548,300	463,200	
		1 企業債	7,011,500	△ 6,548,300	463,200	
	3 負担金		30,846	△ 20,946	9,900	
		1 他会計負担金	30,846	△ 20,946	9,900	
	4 国庫補助金			87,399	87,399	
		1 国庫補助金		87,399	87,399	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出			千円	千円	千円	
			7,509,138	△ 6,351,582	1,157,556	
	1 建設改良費		7,212,008	△ 6,351,582	860,426	
		1 新病院建設費	6,590,121	△ 6,351,582	238,539	

令和6年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	812,475	△ 183,251	629,224
小計	△ 51,376	△ 183,251	△ 234,627
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	△ 60,713	△ 183,251	△ 243,964
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 7,212,008	6,351,582	△ 860,426
国庫補助金等による収入		87,399	87,399
一般会計からの繰入金による収入	30,846	△ 20,946	9,900
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 7,191,261	6,418,035	△ 773,226
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	7,011,500	△ 6,548,300	463,200
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	6,715,870	△ 6,548,300	167,570
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 536,104	△ 313,516	△ 849,620
5. 資金期首残高	1,835,242	300,419	2,135,661
6. 資金期末残高	1,299,138	△ 13,097	1,286,041

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	(215) 513	354, 302	2, 066, 686	3, 828, 875	6, 249, 863	805, 451	7, 055, 314
補正前	1	(215) 513	354, 302	2, 066, 686	3, 936, 280	6, 357, 268	805, 451	7, 162, 719
比 較					△ 107, 405	△ 107, 405		△ 107, 405
手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	45, 885	106, 045	286, 470	50, 237	549, 713	11, 834	
	補 正 前	45, 885	106, 045	286, 470	50, 237	549, 713	11, 834	
	比 較							
	区 分	夜間勤務 手 当 (千円)	時間外及び 休日勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉 手 当 (千円)	退 職 給 与 金 (千円)		
	補 正 後	48, 341	228, 533	38, 259	727, 050	1, 736, 508		
	補 正 前	48, 341	228, 533	38, 259	727, 050	1, 843, 913		
	比 較					△ 107, 405		

注1) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
手当	△107,405	その他の減額分	△107,405		退職給与金 △107,405 千円

継 続 費 に 関 す る 調 書

款 1 資本的支出

項 1 建設改良費

事業名 新市立病院整備CM業務委託事業

全 体 計 画							前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定 額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費 の総額 に対する進捗 率
年度	補正 区分	年割額	左 の 財 源 内 訳									
			国・府 支出金	企 業 債	一般会計 負 担 金	そ の 他						
5 (' 23)	補正前	千円 26,607	千円 —	千円 —	千円 —	千円 26,607	千円 —	千円 26,607	千円 —	千円 26,607	千円 —	% 28.1
	補 正	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	補正後	26,607	—	—	—	26,607	—	26,607	—	26,607	—	19.1
6 (' 24)	補正前	35,475	—	—	—	35,475	—	—	35,475	35,475	—	37.5
	補 正	△ 10,357	—	—	—	△ 10,357	—	—	△ 10,357	△ 10,357	—	—
	補正後	25,118	—	—	—	25,118	—	—	25,118	25,118	—	18.0
7 (' 25)	補正前	32,518	—	—	—	32,518	—	—	—	—	32,518	34.4
	補 正	△ 27,678	—	—	4,840	△ 32,518	—	—	—	—	△ 27,678	—
	補正後	4,840	—	—	4,840	—	—	—	—	—	4,840	3.5
8 (' 26)	補正前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	補 正	25,520	—	—	25,520	—	—	—	—	—	25,520	—
	補正後	25,520	—	—	25,520	—	—	—	—	—	25,520	18.3
9 (' 27)	補正前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	補 正	57,200	—	57,200	—	—	—	—	—	—	57,200	—
	補正後	57,200	—	57,200	—	—	—	—	—	—	57,200	41.1
計	補正前	94,600	—	—	—	94,600	—	26,607	35,475	62,082	32,518	100.0
	補 正	44,685	—	57,200	30,360	△ 42,875	—	—	△ 10,357	△ 10,357	55,042	—
	補正後	139,285	—	57,200	30,360	51,725	—	26,607	25,118	51,725	87,560	100.0

事業名 新市立病院整備事業

全 体 計 画							前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定 額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費 の総額 に対する進捗 率
年度	補正 区分	年割額	左 の 財 源 内 訳									
			国・府 支出金	企 業 債	一般会計 負 担 金	そ の 他						
6 (' 24)	補正前	千円 30,800	千円 —	千円 —	千円 30,800	千円 —	千円 —	千円 —	千円 30,800	千円 30,800	千円 —	% 0.1
	補 正	△20,900	—	—	△20,900	—	—	—	△20,900	△20,900	—	—
	補正後	9,900	—	—	9,900	—	—	—	9,900	9,900	—	0.6
7 (' 25)	補正前	15,533,752	—	14,920,400	613,352	—	—	—	—	—	15,533,752	36.2
	補 正	△15,505,152	—	△14,920,400	△584,752	—	—	—	—	—	△15,505,152	—
	補正後	28,600	—	—	28,600	—	—	—	—	—	28,600	1.7
8 (' 26)	補正前	8,243,544	—	8,203,800	39,744	—	—	—	—	—	8,243,544	19.2
	補 正	△7,583,566	—	△8,159,300	575,734	—	—	—	—	—	△7,583,566	—
	補正後	659,978	—	44,500	615,478	—	—	—	—	—	659,978	40.0
9 (' 27)	補正前	9,547,992	—	9,511,500	36,492	—	—	—	—	—	9,547,992	22.2
	補 正	△8,664,251	—	△8,638,900	△25,351	—	—	—	—	—	△8,664,251	—
	補正後	883,741	—	872,600	11,141	—	—	—	—	—	883,741	53.5
10 (' 28)	補正前	9,552,947	—	9,545,100	7,847	—	—	—	—	—	9,552,947	22.3
	補 正	△9,483,647	—	△9,545,100	61,453	—	—	—	—	—	△9,483,647	—
	補正後	69,300	—	—	69,300	—	—	—	—	—	69,300	4.2
計	補正前	42,909,035	—	42,180,800	728,235	—	—	—	30,800	30,800	42,878,235	100.0
	補 正	△41,257,516	—	△41,263,700	6,184	—	—	—	△20,900	△20,900	△41,236,616	—
	補正後	1,651,519	—	917,100	734,419	—	—	—	9,900	9,900	1,641,619	100.0

予算参考資料

実施計画内訳書
収益の収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 病院事業収益	12,846,143	△ 286,651	12,559,492	
2 医業外収益	3,906,108	△ 286,651	3,619,457	
7 他会計補助金	3,566,496	△ 286,651	3,279,845	
一般会計補助金	3,566,496	△ 286,651	3,279,845	職員退職給付費補助金 3,269,840 290,656 減 看護師確保対策補助金 10,000 4,000 増 病院事業会計補助金 5 新規計上

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 病院事業費用	12,033,668	△ 103,400	11,930,268	
1 医業費用	11,723,812	△ 103,400	11,620,412	
1 給与費	7,121,345	△ 107,405	7,013,940	
退職給付費	1,843,913	△ 107,405	1,736,508	職員退職給付費 1,736,508 107,405 減
3 経費	1,809,811	4,005	1,813,816	
消耗備品費	7,091	5	7,096	診療用消耗備品 5,695 5 増
雑費	14,070	4,000	18,070	看護師確保対策補助金 8,000 4,000 増

資本の収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本の収入	7,042,347	△ 6,481,847	560,500	
1 企業債	7,011,500	△ 6,548,300	463,200	
1 企業債	7,011,500	△ 6,548,300	463,200	
企業債	7,011,500	△ 6,548,300	463,200	医療機器整備事業債 463,200 24,500 減 新市立病院整備事業債 皆減
3 負担金	30,846	△ 20,946	9,900	
1 他会計負担金	30,846	△ 20,946	9,900	
一般会計負担金	30,846	△ 20,946	9,900	新市立病院整備事業負担金 9,900 20,946 減
4 国庫補助金		87,399	87,399	
1 国庫補助金		87,399	87,399	
国庫補助金		87,399	87,399	都市構造再編集集中支援事業補助金 87,339 新規計上

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本の支出	7,509,138	△ 6,351,582	1,157,556	
1 建設改良費	7,212,008	△ 6,351,582	860,426	
1 新病院建設事業費	6,590,121	△ 6,351,582	238,539	
委託料	68,458	△ 33,440	35,018	CM業務委託 25,118 10,357 減 新市立病院整備支援業務委託 9,900 20,900 減 不動産鑑定評価委託 皆減
土地購入費	6,521,663	△ 6,318,142	203,521	新市立病院建設用地 203,521 6,318,142 減

第45号議案

令和6年度箕面市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度箕面市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			

ア 改 良 事 業	1,054,236 千円	△44,000 千円	1,010,236 千円
-----------	--------------	------------	--------------

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	4,575,281 千円	22,358 千円	4,597,639 千円
第2項 営業外収益	407,005 千円	22,358 千円	429,363 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,362,389 千円	13,407 千円	4,375,796 千円
第2項 営業外費用	31,636 千円	13,407 千円	45,043 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,049,965 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,005,280 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 513,950 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 473,154 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 89,254 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 85,365 千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	348,266 千円	685 千円	348,951 千円
第3項 工事負担金	13,983 千円	△1,215 千円	12,768 千円
第5項 出 資 金		1,900 千円	1,900 千円
	支	出	

第1款 資本的支出	1,398,231千円	△44,000千円	1,354,231千円
第1項 建設改良費	1,087,720千円	△44,000千円	1,043,720千円
令和7年2月27日提出			

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

令和6年度箕面市水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 収益			4,575,281	22,358	4,597,639	
	2 営業外収 益		407,005	22,358	429,363	
		1 納付金	134,189	21,678	155,867	給水装置及び給水設備設置 に係る口径別納付金
		2 他会計負担金	280	680	960	一般会計からの負担金(児童 手当分)

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費用			4,362,389	13,407	4,375,796	
	2 営業外費 用		31,636	13,407	45,043	
		3 消費税及び地 方消費税	3,993	13,407	17,400	消費税及び地方消費税

資本的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収 入			348,266	685	348,951	
	3 工事負担 金		13,983	△ 1,215	12,768	
		1 工事負担金	13,983	△ 1,215	12,768	配水管布設等工事負担金
	5 出資金			1,900	1,900	
		1 他会計出資金		1,900	1,900	一般会計からの出資金

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支 出			1,398,231	△ 44,000	1,354,231	
	1 建設改良 費		1,087,720	△ 44,000	1,043,720	
		1 改良費	1,054,236	△ 44,000	1,010,236	改良事業に要する経費

令和6年度箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	95,390	9,651	105,041
小 計	688,974	9,651	698,625
業務活動によるキャッシュ・フロー①	661,406	9,651	671,057
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,439,510	40,000	△ 1,399,510
他会計負担金等による収入	14,987	795	15,782
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,423,704	40,795	△ 1,382,909
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	40,489		40,489
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	△ 721,809	50,446	△ 671,363
5 資金期首残高	2,845,958		2,845,958
6 資金期末残高	2,124,149	50,446	2,174,595

予算参考資料

実施計画内訳書

収益の収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 水道事業収益	4,575,281	22,358	4,597,639	
2 営業外収益	407,005	22,358	429,363	
1 納付金	134,189	21,678	155,867	
納付金	134,189	21,678	155,867	口径別納付金 155,867 21,678 増
2 他会計負担金	280	680	960	
他会計負担金	280	680	960	一般会計負担金（児童手当分） 960 680 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 水道事業費用	4,362,389	13,407	4,375,796	
2 営業外費用	31,636	13,407	45,043	
3 消費税及び地方消費税	3,993	13,407	17,400	
消費税及び地方消費税	3,993	13,407	17,400	消費税及び地方消費税 17,400 13,407 増

資本的收入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的收入	348,266	685	348,951	
3 工事負担金	13,983	△ 1,215	12,768	
1 工事負担金	13,983	△ 1,215	12,768	
工事負担金	13,983	△ 1,215	12,768	消火栓新設に伴う工事負担金 0 1,215 減
5 出資金	0	1,900	1,900	
1 他会計出資金	0	1,900	1,900	
他会計出資金	0	1,900	1,900	一般会計出資金 1,900 1,900 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的支出	1,398,231	△ 44,000	1,354,231	
1 建設改良費	1,087,720	△ 44,000	1,043,720	
1 改良費	1,054,236	△ 44,000	1,010,236	
工事請負費	824,066	△ 44,000	780,066	配水管布設及び施設改良工事（増補改良工事、負担金工事） 780,066 44,000 減

第46号議案

令和6年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			
ア 汚水建設改良事業	203,029 千円	△19,000 千円	184,029 千円
イ 雨水建設改良事業	174,585 千円	△5,963 千円	168,622 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,679,385 千円	104,901 千円	2,784,286 千円
第1項 営 業 収 益	1,794,801 千円	△8,103 千円	1,786,698 千円
第2項 営 業 外 収 益	884,584 千円	113,004 千円	997,588 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,594,713 千円	3,943 千円	2,598,656 千円
第1項 営 業 費 用	2,489,194 千円	△8,900 千円	2,480,294 千円
第2項 営 業 外 費 用	93,478 千円	12,843 千円	106,321 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 459,747 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 451,890 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 159,961 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 152,867 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,786 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,023 千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	371,015 千円	△17,106 千円	353,909 千円

第1項 企業債	137,600 千円	10,500 千円	148,100 千円
第2項 国庫支出金	100,200 千円	△36,000 千円	64,200 千円
第3項 負担金	133,215 千円	8,394 千円	141,609 千円

支 出

第1款 資本的支出	830,762 千円	△24,963 千円	805,799 千円
-----------	------------	------------	------------

第1項 建設改良費	486,904 千円	△24,963 千円	461,941 千円
-----------	------------	------------	------------

第5条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目 的	補正 区分	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法				
					資金 区分	償還 期間	据置 期間	償還の 方 法	その他
公共下水道事業	補正前	千円 39,600	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年4% 以 内	地 方 公 共 団 体 金融機構 他	30年 以 内	5 年 以 内	半 年 賦 又 は 年 賦 元利均等 又 は 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。
	補 正	10,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	50,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

令和7年2月27日提出

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

令和6年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			2,679,385	104,901	2,784,286	
	1 営業収益		1,794,801	△ 8,103	1,786,698	
		2 他会計負担金	170,735	△ 8,103	162,632	一般会計からの負担金
	2 営業外収益		884,584	113,004	997,588	
		1 他会計負担金	81,512	△ 291	81,221	一般会計からの負担金
		3 受贈財産長期前受金戻入	441,469	△ 3,900	437,569	受贈財産を財源とする固定資産の減価償却費相当額
		9 雑収益	34,819	117,195	152,014	流域下水道事業費負担金精算金他

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,594,713	3,943	2,598,656	
	1 営業費用		2,489,194	△ 8,900	2,480,294	
		2 雨水管渠費	52,324	△ 5,000	47,324	雨水管渠の維持管理に要する費用
		11 雨水減価償却費	480,736	△ 3,900	476,836	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
	2 営業外費用		93,478	12,843	106,321	
		3 消費税及び地方消費税	53,512	12,843	66,355	消費税及び地方消費税

資本的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			371,015	△ 17,106	353,909	
	1 企業債		137,600	10,500	148,100	
		1 公共下水道事業債	39,600	10,500	50,100	公共下水道事業に充てる企業債
	2 国庫支出金		100,200	△ 36,000	64,200	
		1 国庫交付金	100,200	△ 36,000	64,200	社会資本整備総合交付金
	3 負担金		133,215	8,394	141,609	
		1 他会計負担金	133,087	8,394	141,481	一般会計からの負担金

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			830,762	△ 24,963	805,799	
	1 建設改良費		486,904	△ 24,963	461,941	
		1 汚水建設改良費	203,029	△ 19,000	184,029	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良費	174,585	△ 5,963	168,622	雨水建設改良事業に要する経費

令和6年度箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	64,885	101,722	166,607
減価償却費	1,409,781	△ 3,900	1,405,881
長期前受金戻入額	△ 767,767	3,900	△ 763,867
小計	676,434	101,722	778,156
業務活動によるキャッシュ・フロー①	636,955	101,722	738,677
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 638,186	21,690	△ 616,496
国庫支出金等による収入	245,345	△ 25,096	220,249
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 392,841	△ 3,406	△ 396,247
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	137,600	10,500	148,100
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 170,226	10,500	△ 159,726
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	73,888	108,816	182,704
5 資金期首残高	5,556,229		5,556,229
6 資金期末残高	5,630,117	108,816	5,738,933

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 下水道事業収益	2,679,385	104,901	2,784,286	
1 営業収益	1,794,801	△ 8,103	1,786,698	
2 他会計負担金	170,735	△ 8,103	162,632	
雨水処理負担金	170,735	△ 8,103	162,632	雨水処理負担金 162,632 8,103 減
2 営業外収益	884,584	113,004	997,588	
1 他会計負担金	81,512	△ 291	81,221	
その他一般会計負担金	46,142	△ 291	45,851	その他一般会計負担金 400 291 減 (児童手当分)
3 受贈財産長期前受金戻入	441,469	△ 3,900	437,569	
受贈財産長期前受金戻入	441,469	△ 3,900	437,569	受贈財産長期前受金戻入 437,569 3,900 減入
9 雑収益	34,819	117,195	152,014	
その他雑収益	34,781	117,195	151,976	流域下水道維持管理負担金精算金 151,943 117,195 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 下水道事業費用	2,594,713	3,943	2,598,656	
1 営業費用	2,489,194	△ 8,900	2,480,294	
2 雨水管渠費	52,324	△ 5,000	47,324	
委託料	16,385	△ 5,000	11,385	管路管理システムデータ整備業務委託 3,119 2,200 減 下水道施設清掃等業務委託 6,459 2,800 減
11 雨水減価償却費	480,736	△ 3,900	476,836	
雨水有形固定資産減価償却費	479,194	△ 3,900	475,294	排水施設減価償却費 474,988 3,900 減
2 営業外費用	93,478	12,843	106,321	
3 消費税及び地方消費税	53,512	12,843	66,355	
消費税及び地方消費税	53,512	12,843	66,355	消費税及び地方消費税 66,355 12,843 増

資本的収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的収入	371,015	△ 17,106	353,909	
1 企業債	137,600	10,500	148,100	
1 公共下水道事業債	39,600	10,500	50,100	
雨水建設改良債	39,240	10,500	49,740	企業債（地方公共団体 金融機構） 49,740 10,500 増
2 国庫支出金	100,200	△ 36,000	64,200	
1 国庫交付金	100,200	△ 36,000	64,200	
汚水国庫交付金	53,000	△ 19,000	34,000	汚水国庫交付金 34,000 19,000 減
雨水国庫交付金	47,200	△ 17,000	30,200	雨水国庫交付金 30,200 17,000 減
3 負担金	133,215	8,394	141,609	
1 他会計負担金	133,087	8,394	141,481	
建設改良負担金	98,055	8,394	106,449	雨水建設改良負担金 95,159 8,394 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的支出	830,762	△ 24,963	805,799	
1 建設改良費	486,904	△ 24,963	461,941	
1 汚水建設改良費	203,029	△ 19,000	184,029	
委託料	183,648	△ 19,000	164,648	下水道管路調査・実施 設計等業務委託 124,278 19,000 減
2 雨水建設改良費	174,585	△ 5,963	168,622	
委託料	104,251	△ 17,000	87,251	下水道管路調査・実施 設計等業務委託 56,268 16,000 減
				下水道現場技術支援業 務委託他 13,380 1,000 減
補償費	0	11,037	11,037	ガス管移設補償 11,037 11,037 増